

洞門における「説戒」について

— 附録『丘宗潭老師「説戒」』翻刻資料 —

菅原 研州

一、はじめに

本論は、曹洞宗の「授戒会」で行われる「説戒」について、その歴史的意義や行法、あるいは思想的内容などについて多角的に検討したものである。なお、筆者の研究領域の関係で、敢えて「洞門における」というタイトルにはしたが、日本仏教の他宗派でも今回扱う行法と近似した「説戒」は行われており、特に天台宗・浄土宗の式法などは参照されるべきものである。

今回の研究を通して、近世以降の洞門で盛んとなった「説戒」の様子について可能な限り、明らかにしておきたい。

それから、新出資料『丘宗潭老師「説戒」』を翻刻して附録した。予め申し上げておくと、時代的な制約や、「説戒」自体に固有の文脈の関係で、現代的視点では多くの人権的問題を含む内容となっている。しかし、人権の問題を有する文脈を批判的に読み

込むことで、再発の防止と、これからの「説戒」のあり方についても提言したいと思っている。

二、「説戒」の歴史的意義

「説戒」という言葉だが、後述するように、中国や日本の中世頃まで用いられていた意味と、それ以降に用いられていた意味は異なっている。そもそも「説戒」とは、「布薩説戒」という言葉がある通り、「布薩」にて行われるものであった。中国の律宗・南山道宣『四分律刪繁補闕行事鈔』では、以下の通りの指摘が見える。

律に云く、布薩法、一処に布薩健度と名づく。即ち説戒(1)なり。

つまり、「布薩」においては和尚（戒師）が大衆のために、戒文を誦すること「説戒」と呼んでいるのである。この方法は、「布薩」作法を受容した日本の曹洞宗でも導入された。

宝治元年、寛元五年（丁未）正月十五日之布薩の時、開山和尚説戒し給えは、五色之雲、方丈の正面の障子に立ち移りて、半時斗(2)あり。

道元禪師（一一〇〇〜一五三）に係る伝記の一つだが、永平寺で行われた「布薩」の時に、開山和尚（道元禪師）が説戒したところ、奇瑞が起きたことを記している。行法は知られないが、おそらくは戒文を誦したものである。

また、行法的な内容であれば、瑩山紹瑾禪師（一二六四〜一三

(二五)にも記録が確認される。

唄、畢りて焼香の人、焼香す。維那、槌を鳴らすこと一下し
て、唱えて云く、

戒香定香解脱香 光明雲台遍法界

供養十方無量仏 見聞普薰証菩提

偈畢りて槌を鳴らすこと二下す。維那著座す。

此の時、和尚、説戒す。

説戒畢りて、梵音の人、唱えて云く、

処世界如虚空 如蓮華不著水

心清淨超於彼 稽首礼無上尊⁽³⁾

これは、『磬山清規』(一三二四年成立)の江戸延宝年間開版本に収録された「菩薩戒布薩式」であるが、式中に所定の箇所で和尚(住持)が「説戒」する様子が理解出来よう。なお、本式について、江戸延宝年間開版本では、敢えて「菩薩戒布薩式」としているため、『梵網経』下巻の一節を誦したものと同定される。

最古の写本である「禅林寺本」では、布薩について「作法、別紙に有り⁽⁴⁾」のように示し、その全容は収録されていない。また、現行の洞門においても参照されるべき「布薩説戒」の作法や歴史的意義への見解は、面山瑞方禪師(二六八三〜一七六九)による『梵網戒本口訣』(『曹全』「禪戒」所収)がある。

さて、本論で扱いたいのは、右のような布薩時における説戒ではなくて、授戒時における「戒の解説」を含んだ「説戒」である。鎌倉時代であれば、浄土宗の法然上人(一一三三〜一二一

二)に「説戒」があったと伝わる。

上西門院にして、上人、七日説戒し給ひけるに……七日受戒の功力にこたへて(以下略)⁽⁵⁾

これは、一三二二年に成立した『法然上人伝記』中の「於上西門院説戒時地生天事」からの引用だが、あくまでも「受戒」時における「説戒」として理解出来る文脈となっている。他の伝記資料を受けつつ考えても、法然上人の「受戒時の説戒」の実施方法について検証は困難なようだが、少なくとも一四世紀初頭には、実施されていたと認識されていた。

また、やや下って室町期となるが、曹洞宗の通幻派で丹波永澤寺などに住した菊隠瑞潭禪師(一四四七〜一五二五?)には、「説戒の分」と称する記録があり、内容からは永正元年菊月(一五〇四年旧曆九月)に在家信者へ授戒した時に説戒した可能性がある⁽⁶⁾と推測される(『菊隠和尚下語』、『曹洞宗全書』「語録一」五三二頁下段〜五三三頁上段)。しかし、それ以上のことはよく分からない。

ところで、「説戒」に関連して、洞門では「講戒」との関わりが注目される。

講戒と受戒、其の儀別なり。之を詳にする者少し。何に況んや大僧菩薩の戒相、之を明かす者多からず。今の撰する所のものは、講戒の流なり。而も菩薩戒儀式、伝授の者稀なり。

聊か略作法存す、而も受戒の儀を示すなり。⁽⁶⁾

道元禪師が嘉禎三年(一二三七)四月一五日に興聖寺にて記さ

れた『出家略作法』の跋文に、以上のように記し、戒相を明かす「講戒」を示したことが理解出来、また、同作法中に「先受の菩薩戒法師の所に於いて、菩薩清浄大戒を聴受す」とあって、受戒時の講戒（説戒）が行われたことを想起させる。同作法の本文末尾には、『梵網経』を引用して「十重禁戒」の内容を開示するものの、それへの更なる「解説」は行われた様子が見えない。つまり、近世以降のような丁寧な「説戒」であったかどうかは分からず、また、『仏祖正伝菩薩戒作法』中には、「教授の文有り」とあり、教授師からの戒相の開示が『教授戒文』として残されたが、これも後の「受戒の説戒」といえる程の丁寧さではない。

江戸時代には、学僧である面山師と逆水洞流禅師（一六八四—一七六六）との間で、『出家略作法（得度略作法）』中の「講戒」について議論され、面山師は「これは沙弥に授戒せしむる前に、菩薩戒の訣を説き聞かしむるはずを、直に十重の文を読み聞せて、説戒受戒一度に成ずるなり。これを講戒の流と謂ふ」として、先ほど述べた『出家略作法』中の作法に準拠している。一方で、逆水師は「按ルニ講戒ノ流ヒト、永祖ノ曰玉フハ不用ノ意也。或問ハ専用ノ義トオモヘリ、大ナルチガヒ也」と反論した。これは、面山師の場合は、出家希望者を一度、沙弥にしてから、その後菩薩僧にするという流れで授戒をしているが、逆水師の場合には沙弥を経ずに菩薩僧にするという違いがあるために起きた見解の相違である。残念ながら、「講戒」の本質に触れる内容とはいえない。

洞門における「説戒」について

また、瑩山禅師『洞谷記』には「講戒略式」が収録され、祖師忌などに併修し、場合によっては他山の長老などを拝請して行われたこともあった。更には、『瑩山清規』からは、在家信者の依頼による「臨時設齋」時にも檀那の希望に応じて、「講戒」を行ったこともあったと分かるが、これらはともに、行法面で不明の点を残しているため、これ以上論じることが困難である。

三、「説戒」行法の確立について

改めて、授戒時の「説戒」という行法が確立された意義について、確認しておきたい。

昔は加様に菩薩戒を談ずるを説戒と称せり。しかし唐へは通ぜざるなり。半月の布薩を説戒と云ふ故、其の名にまざる、に依て、且く戒さばきとは申すなり。⁽¹⁰⁾

これは、浄土宗の敬首上人が一七三三年に著した『瓔珞和上説戒随聞記』による指摘であり、菩薩戒を談ずることを「説戒」としつつ、中国では「布薩説戒」を指すため、意味が異なることを指摘している。この一節に象徴的なように、江戸時代では洞門も、「説戒」といえば多くは、菩薩戒の授戒に伴う説教・法話を意味した。

さて、以下には行法の確立について見ておきたい。

既に中世室町期の菊隠師に「説戒」があった可能性を指摘したが、授戒会作法との関連など問題の多くが不明であり、また、現段階では記録的にもこれ以上知見を深めることは困難である。

よって、近世以降を参照すべきだが、洞門の授戒会（禪戒会）は近世に入り、加賀大乘寺二六世・月舟宗胡禪師（一六一八〜一六九六）によって再興されたことは、門弟達の多くが主張しており、まずはその通りだったのだろう。なお、月舟師が再興した授戒会作法とは、大乘寺に伝わる作法書（具体的には「仏祖正伝菩薩戒作法」）に従った「登壇授戒」あるいは「授戒を経た『血脈』授与」等を指すようである。そして、本論の課題である説戒については、月舟師自身にも、あるいは法嗣で同寺二七世・卍山道白禪師（一六三六〜一七一五）にも、「説戒録」としての記録が残らず、行法面では不明な点を残す（授戒会終了時に戒師が行った「完戒」の説法や法語は記録されている）。

そこで、学僧・指月慧印禪師（二六八九〜一七六四）は卍山師の門下である大乘寺三三世・智灯照玄禪師（一六六五〜一七三九）に参じたとされているが、指月師には現存最古の授戒会作法書である『開戒会焼香侍者指揮』があり、大乘寺で確立された授戒会差定を伝えていると推定され、「説戒」を以下のように指摘している。

・戒師の開示尸羅法に、方丈外に出るには随従す（へもし血脈な
どや、または山門の儀あるは爾らず）、別して説戒は戒師に
稟よ。或は上午か、下午か、又は夜か（傍に出すも転機す）、
戒師の尊意によるべし。⁽¹¹⁾

・午時しばらくあ（り）て説戒を始む。今日は初日なるゆゑ、
別して欠くべからず。戒弟にも説戒あることを報じ、大小用

等せさしめ、次に中央を少し避けて椅子を安ず。但し壇上を背にす。前に卓袱を設け、上に華炉燭を備ふ。時到来者、戒師に白し、法鼓三下す。これをきいて、戒弟・合山の大家集り、椅子に近前して胡跪す。直壇は大家の集りをを見て、説戒には睡魔を除き、寂靜信心にして、難値の大法を拝聴すべき義と、をよび戒会中の意地等の理致の、よく知れる様に口宣す。⁽¹²⁾

・戒師上殿するとき、大衆起立す。戒師壇前に焼香三拝か、もし深揖す。次に倚上に跏坐す。侍者等はその前卓を椅子の前に倚す。このとき戒頭すすみて揖香し、自位にかへる。直壇の人、このとき手磬を打す。大衆展坐具三拝、具上に跏坐して黙然す。説戒の中は、別して内外寂靜にして、言語往来すべからず。若し放逸昏睡の人あらば、直壇それ親切に警覚すべし。戒師へ茶或は湯を進む。もとも直壇察にて用意す。説戒了て手磬を打す。戒弟徐々として起立し三拝す。この時に当りて、師前の卓を前の方に倚す。戒師位を下て壇前に揖して帰る（総じて戒師の出入のとき、侍者先に門簾等を揚ぐ⁽¹³⁾）。

上記三節から、まずは「説戒」について、「戒師」から特に承けるべきことと、七日加行の中で、「午時（いわゆる正午）」からしばらくの時間を置いてから行ったことなどが分かる。また、戒師の上殿から説戒中の前後についての作法の詳細も以上から理解出来、また、特に作法の詳細については現行の作法（『曹洞宗行持軌範』『授戒会作法』）に至るまで、ほぼ共有されている。な

お、慣れない加行で疲れていた戒弟（授戒会の参加者）もいたためか、あるいは昼食後であったためか、「睡魔」への注意があることに注目される。しかし、後の作法書でも、説戒時の心の持ちようについては注意する場合が見られるため、戒師からの説戒を、授戒会加行中の一大事として捉えていたのだろう。

然るに今の戒会を察するに、法儀繁多にして、却て戒相を誦し、解説するに暇ま無に似り。受者もまた徒にその法儀のみを習ひて、心開意解の義なきに因て、諸戒の本文を不会も
の多し。經の本意はざるべけんや。⁽¹⁴⁾

右は永平寺四〇世・大虚喝玄禪師（？〜一七三六）が菩薩戒儀について提唱した『永平丈室夜話菩薩戒儀』「受戒師範」項での指摘だが、授戒会の加行中は特に仏祖への礼拝が非常に多く行われ、更には、大勢の僧侶が荷担して行かう授戒会中に、特に依頼して来た施主からの供養なども行われることがあった。その結果、「法儀繁多」となって、戒相を誦し・解説する時間が得られず、受戒の意義などが正しく理解されていないことに苦言を呈していることが分かる。

また、説戒そのものは、聴衆の中に筆録者がいなければ記録されない。『年譜』に一六回の戒師を勤めたことと記録される面山師も、四衆を対象とした説戒録は、『若州永福和尚説戒』が残る程度である。また、明治期以降の曹洞宗の両大本山貫首は、多くの機会に戒師を勤められたことが知られるが、説戒録まで残った事例は極めて少ない。二七一回の戒師を勤めたこととされる總持寺独住

洞門における「説戒」について

四世・石川素童禪師（一八四二〜一九二〇）にも、説戒録は『仏戒略説』が提唱録である『夜明簾』に収録されて、容易に見られる程度である。無論、まだ世に出ていない説戒録が各地の寺院などに収蔵されている可能性があるため、資料調査が俟たれるところである。

四、「説戒」を行う役職について

既に前項で、指月師『開戒会焼香侍者指揮』から、「説戒」を行ったのは「戒師」であることを確認した。しかしながら、現在の作法では、以下のように指示している。

戒師は説戒を行う（あるいは随行長又は説戒師、これを敷演して説教を行うこともある）。説戒終わって、直壇は戒弟に三拝せしめる。戒師は自ら礼仏を拳唱し、下座、三拝して帰寮。⁽¹⁵⁾

説戒は「戒師」が行うことを基本としつつも、戒師に随行している「随行長」が行うことや、昨今では、右の通り「説戒師」が別に拝請されて実施されることが多いように側聞している。

ところで、近世の記録を見ると、以下のように指摘していることもある。

- ・（第三日）飯後敷仏一座了て、戒師の説戒あり。予め礼仏を止め、受者を少し坐睡せしむべし。説戒の時には、伝戒・受戒の戒頭一人宛、始めに請拝、終て謝拝在て如法なり。
- ・（第四日）飯後説戒、昨日の如し。但し教授師、他山の尊宿

か隠居方ならば、今日ごろ請して説戒あるべし。⁽¹⁶⁾

右は、成立や来歴などに不明な点は残すものの、近世後期頃の授戒作法と評価出来る『授戒会侍者暨直壇指南』を引用したもののだが、説戒を行う師家は、三日目の場合には戒師であつて基本の通りだが、四日目の場合には教授師が他山の尊宿か隠居をしたような老僧であれば、このような人を請して行うべきだとしている。つまり、特定の「説戒師」のみを拝請して行っているわけではないことになる。

この辺は、「説戒」に必要な知見の有無なども考慮された可能性を指摘しておきたい。

近頃僻陬ノ僧侶動モスレハ戒體戒相ノ如何ヲモ辨セス開遮持
犯ノ説教ヲモ解シ得サル輩猥ニ自ラ戒師ト爲リ間々傍嘲ヲ受
者有之哉ニ相聞右ハ一宗ノ隆汚ニ關シ不容易儀ニ付今後戒師
ハ品行徳望ハ勿論字識兼備宗門傳戒ノ根柢ヲ了スル者ニ非レ
ハ叻ニ戒師ト稱シ授戒法會施行不相成候⁽¹⁷⁾

明治時代の洞門は、近世同様に授戒会が実施されていたが、一方で戒師の能力的な問題が取り沙汰され、右の明治八年（一八七五）の布達では、必要な説戒が出来ない事例が発生しており、宗務当局に問題視されていたことが理解出来る。転ずれば、江戸時代からの引き続きで、現場では様々な問題がある説戒もあつたことが想定され、それを回避するために、授戒会を行う当該寺院の周辺で、長老たる人に説戒を依頼した可能性があるということである。

五、「説戒」の内容について

江戸時代に行われた実際の説戒録といえ、『曹全』『続曹全』の「禅戒」巻に複数が収録されているが、中でも実際の戒弟四衆を前に説かれ、更には刊行されることで広く影響力を得た文献としては、以下の二本を挙げるべきであろう。

・面山瑞方禅師『若州永福和尚説戒』
宝暦二年（一七五二）但馬大用寺での説戒録。宝暦九年刊行。この時の戒弟は六〇〇人余。

・雲樞泰禅師『戒会落草談』

享和四年（一八〇四）志摩常安寺での説戒録。明治四二年（二九〇九）に『授戒説教』と改題して高田道見師が刊行。

この時の戒弟は二〇〇人とも。

両著ともに、漢字仮名交じり文で書かれており、説戒当日の言葉を収録したものとして評価可能である。

そこで、説戒を行う理由については、以下の一節が参照されるべきであろう。

コノ説戒ノコトハ、梵網經ノ中ニ、新學ノ菩薩ノ爲ニ、一一次第二戒法ヲ説キ聞カシメテ、心開意解シタラン上ニテ、戒ヲ授ヨト見ヘタレバ、受戒ノ前ニ、先ヅ説戒シテ聞カシムルガ如法ナリ、梵網經ニモ、戒律ノ因縁ヲ解セズシテ、戒師トナルハ非法ト誡ラレ、亦一切ノ經律モ解セル許現シテ、人ニ戒ヲ受シムルハ非法ト誡メラル、故ニソノ戒師タルモノハ、

先學大乘威儀戒律、廣開解義味トアレドモ、愚僧ノゴトキハ、佛勅ニ叶フ様ニ義味ヲ開解スルコトハ、及ビモナキコト、⁽¹⁸⁾

右は『若州永福和尚説戒』に依ったが、この一節からは、「説戒」の根拠として、『梵網經』「第四十攝化漏失戒」⁽¹⁹⁾などを参照して実施していたことが理解出来るよう。特にこの一節は、戒師となる条件についても、「先學大乘威儀戒律」こそ叶ったとしても、仏勅に叶う解説が出来るわけではないとする。その意味では、洞門ではこの辺を、「室内」の教育に任せていったように思われ、本来は伝戒の場面で用いられるべき『教授戒文』も、説戒に用いられるようになった。

ただし、『仏祖正伝菩薩戒作法』に因む行法を、四衆の授戒会に転用することを批判していた面山師（『若州永福和尚説戒』）は、『教授戒文』を「説戒」に使う様子は見られない。更には、一々の戒の解説についても、説話を多用せず、『梵網經』の本文に沿った丁寧な内容となっている。

その点、雲檀師の『戒会落草談』は、経文に基づいた解説を用いつつも、多数の説話を入れており、その結果、因果論などが詳細に説かれ過ぎて、具体的に捉えられる場合もある。雲檀師自身、自分の話が長いことを自覚していた。

中中七日位ヒノ説戒デ、甚深ノ戒相ガ説キ盡サレルコトデハナケレドモ、先ヅアラマシ肝要ノ処バカリヲ拈デハナシマセウ、⁽²⁰⁾

洞門における「説戒」について

しかし、雲檀師は戒師として強い人気があったためか、近畿・東海地域で複数回の戒師を勤め、その度毎に数百から数千人という戒弟を集めた。それは、身近に感じられる説戒であったためとも考えられる。そのため、現代的な観点では、人権の問題として捉えられるべき文脈も複数存在している。説戒に見られる説話の基本は、因果応報譚である。いわゆる善因善果・悪因悪果であるが、これも過度に強調された結果、特に後者が脅迫的言動となってしまう。『戒会落草談』では、漢語の仏典からインド・中国の話題を引用し、更には日本の各地域の説話も採り入れて構成している。ただし、それを戒弟に話す場合には、当時の話し言葉へと変えて用いているが、その際に特定の用語が当時の日本の被差別者に置き換わった場合もある。

分かりやすいということは、それだけ当時の聞き手の人々に通じる差別感情に接近し、差別を助長した可能性もあるのである。

六、附録『丘宗潭老師「説戒」】解題

本論には、近代の授戒会「説戒」の様子を見ていくために、新出資料である『丘宗潭老師「説戒」』を附録した。書誌情報などは以下の通りである。

- 一、冊数 一冊
- 一、料紙 楮紙
- 一、大きさ 縦25 cm × 横17・4 cm
- 一、装丁 袋綴

一、題目 外題 戒師 丘宗潭老師 説戒

内題 説戒

一、枚数 題 一丁

本文 五五丁（各紙表側左上に記載された丁数は

五四丁とするが、一部に重複が見られ、実際には五五丁である）

跋 一丁

一、行字数 毎葉10行 毎行24字

一、書写年 大正三年一〇月三日（同年一月二三日に修

訂）

一、筆者 澤木興道（蘆垣閑人）

一、所蔵者 菅原研州

本資料は、近代の代表的な宗師家の一人である丘宗潭老師（一八六〇〜一九二二）が、まだ伊豆修禪寺の住持だった頃の大正三年（一九一四）四月一〜七日の日程で、駿河国安倍郡長田村安養寺（現在の地名では静岡県静岡市駿河区小坂に所在）に戒師として拝請された時の説戒録である。本書を翻刻した理由は、今年（令和二年）に百回忌を迎える丘師への鑽仰を目的としたためである。なお、本書跋文では、戒弟の数は七〇〇人であったと記録されている。この時に同寺では結制安居も行われ、丘師は西堂も勤められた。

また、筆者は、この前年から丘師に従うようになったとされる澤木興道老師（一八八〇〜一九六五）であり、本資料はその直

筆記録である。澤木師は同法要において、西侍（西堂侍者）と戒侍（戒師侍者）を兼任している。本文冒頭に「戒侍興道筆記」と署名され、丘師の門下で興道といえば澤木師のことであるから、その通り拝受していたのだが、本文末尾に「蘆垣閑人」とあったため、澤木師本人であると確定した。この結制安居の後、澤木師は丘師の下を離れ、奈良県法隆寺に近い空寺で蘆（葦）垣宮の跡地に所在しているとされる成福寺に入り、坐禅三昧の毎日であったとされるが、その行動と署名が一致することが分かる²³⁾。

なお、澤木師の跋文によれば、本書の筆録作業については極めて困難な中での記述であったことを述懐され、十分な内容であるか自信が無い様子が窺える。

また、丘師については、既に門人の岸澤惟安老師（一八六五〜一九五五）の編集に係る『霞丘老漢説戒』（鴻盟社・昭和八年）が刊行されているが、岸澤師がしばしば拝聴した丘師の説戒について、「その一時の筆記を整理」したものであるとされ、説戒の時処などは不明である（同書三八頁に奥伊豆の小さな事件のことが説かれるため、まだ修禪寺の住持の頃か）。推定される時期や内容から、本書とは近似した文脈も多いと判断出来る。

以下には、本書を通して得られる知見などをまとめておきたい。

①本書の構成

本書は七日間の説戒を、その日ごとにまとめたものであり、以下のような構成となっている。

- 一日目第一席 挨拶 総論
 二日目第二席 懺悔（省略） 三帰戒
 三日目第三席 三聚浄戒
 四日目第四席 十重禁戒
 第一不殺生戒 第二不偷盜戒
 第三不貪婬戒（前編）
 五日目第五席 此時教授戒文誦誦
 第三不貪婬戒（後編） 第四不妄語戒
 第五不酤酒戒
 戒法之大意（登壇心得）
 六日目第六席 第六不説過戒 第七不自讚毀他戒
 第八不慳法財戒
 第九不瞋恚戒 第十不謗三宝戒（略述）
 七日目第七席 受戒功德二付テ
- 以上である。洞門授戒会で戒弟に授与される十六条戒についての説戒であるが、正授戒が行われる六日目に間に合うように進められたためか、「第十不謗三宝戒」は略されてしまった。また、「懺悔」についても、他の方に任せて提唱されなかったため、懺悔のみ説示した別の役がいたことが想起される。ただし、第七席の「受戒功德二付テ」を示す中で、戒を受けた戒弟が、それぞれの自宅に戻った後の生活を注意しつつ、懺悔についても述べられた。

② 丘師自身に係る事績

- 丘師の出身地について、一般的には尾張国（愛知県西部）出身とされ、一部には「瑞穂村」と出ていることもあるが、本書では「熱田附近」（二二丁裏）であったと述懐されている。岸澤師の『霞丘老漢説戒』「序」では、沙弥だった頃の丘師が熱田に豆腐を買いに行った話が出ているが、その前から熱田近辺を生活圏としていた様子が分かる。なお、現在の名古屋瑞穂区中心部の明治期の名称が瑞穂村とされるため、その地の出身であったとすれば、「熱田附近」という述懐も該当するといえよう。
- 十重禁戒の「第九不瞋恚戒」への説示で、丘師自身が癩癩持ちであったと述懐されている（五一丁表）。そして、それを抑えるために、母親が自ら魚肉断ちをして仏に祈ったという。瑩山禅師と類似した逸話であるといえよう。
- また、自身の修行期間中の逸話について、二〇歳（一八七九年）頃に美濃妙應寺にいたこと（二五丁表）や、明治一三年（一八八〇）から飛騨にいた話（一八丁表）と、二四歳（一八八三年）の時には小田原の海蔵寺に安居していた時の話（一九丁表）を紹介している。

③ 周囲の洞門僧について

丘師が隨身として仕えた西有穆山禅師（一八二一〜一九一〇）に係る行実を二点示している。一つは、如来寺（現在の静岡県駿東郡長泉町に所在）に五〇歳くらいの頃、戒師として来訪された際の『血脈』に関わる話（四〇丁裏）と、「第九不瞋恚戒」における「家内安全の陀羅尼」に関する逸話（五二丁表）を紹介され

ている。

また、西有師門下としては兄弟弟子的だったが、実質的には丘師に参随していた岸澤師についても、大分県の邪馬溪や羅漢寺に同伴させたことなどを示している（三六丁裏）。

④本書における戒思想の特徴

まず、本書は、懇切丁寧な平話として示しておられる。

その上で、思想的な特徴について、『霞丘老漢説戒』では全編通して『教授戒文』を基本に提唱しているが、本書の場合には五日第五席に『教授戒文』が読誦されるまでは提唱に引用されず、それ以降は各戒の解説を締め括るよう引用されている。丘師は大正元年に、江戸期の学僧・万仞道坦禅師の編集に係る『仏祖正伝禅戒鈔』を改訂して開板しているが、それが説戒に影響している、岸澤師は『霞丘老漢説戒』「序」で指摘している。ところで、通常の授戒会では、六日目の夕刻以降に、「正授道場」を行う前に「教授道場」を行い、そこで『教授戒文』が読誦されるべきものだが、今回の説戒では、五日目に『教授戒文』読誦が行われている。これは、丘師が提唱に用いるために読誦されたものであり、教授道場ではなかったと見るべきなのだろう。

授戒会の戒弟に何度も就き、「血脈」を重ねて受けることは、完全に肯定されている（二丁裏）。一方で、一度授戒会に就いた戒弟が、満散を迎えて帰宅した後の生活法について、「受戒功德ニ付テ」で言及された際には、「懺悔・三帰戒」を繰り返し唱えることを促している。その際の懺悔は「懺悔文」読誦であり、三

帰戒は「僧那法（着鎧法）」であるとしている。「僧那」はサンスクリット語の *sannaha* の音写で、意識すれば「被甲・鎧」となる。つまり、帰依の心の堅固なる様子を示す言葉であり、丘師は戒弟に強く三帰依を行うように求めていることが分かる。この箇所を提唱を通して、「第十不謗三宝戒」の補完をしたと見ることも出来るよう。

また、五日目の「戒法之大意（登檀心得）」に因む提唱（四二丁表以降）で、「頓誓漸修」を示している。これは、特に戒の護持が困難な立場・職種の人においても、護持できる可能性を開いたもので、既に四日目の「不殺生戒」への説示で「随方戒」（二二三丁表）を説くことで、持戒の方法に限定性を適用される可能性を示されたが、それを更に深めたものといえる。なお、岸澤師筆録の『霞丘老漢説戒』にも、戒の限定的な護持には触れられるが、「随方戒」「頓誓漸修」といった語句は用いられていない。

「頓誓漸修」の意味は、「頓誓」が授戒会における正授戒で戒師を前に、戒弟自ら「能く持つ」と唱えて、堅固に護持しようと誓いを立てることであり、その一時の誓いを通して、「漸修」へと展開し、当人に可能な限りの護持を目指すことである。つまり、自らが戒を守る時間・空間・状況などに制限を加えることをいう。ただし、これらは場合によっては戒弟自身の自俣に制限を加えられる可能性をも許すことで、「戒」の本旨が失われる危険性を含むものであるが、丘師は「慈悲」を基準に護持することを説く。ある種の規範性を持たせたともいえよう。なお、「頓誓漸修」の

典拠は、青丘太賢『梵網經古述記』巻下である。⁽²³⁾

また、提唱の末尾には、授戒し、その後の生活で「三宝ニ御恩感謝」（五五丁表）することを説く際に、道元禪師の『正法眼蔵』「行持（下）」巻から「日日ノ生命ヲ等閑ニ費ヤサラムト行持スル也」⁽²⁴⁾と引用して、日々の生活を大切に送るよう訓誡されたが、授戒した結果について『修証義』「第五章行持報恩」を意識されたものである。

⑤ 本書に見える人権的問題

繰り返しになるが、本書の提唱は平話である。そこで、戒弟の理解を促すために、丘師は多くの説話を引用されたが、そのために因果論も実体的な様相を呈し、現代的な観点では差別的・脅迫的と思われる言動となってしまうこともあった。以下に列挙し、本論附録を御覧になる方への注意喚起としておきたい。

※「悪しき業論」関連

「第一席」の総論を説示される中で、前世・前生の行為の結果、現世において様々な苦悩を受けているという様子を示される。「五丁表〜八丁表」までの範囲となるが、既に曹洞宗では「悪しき業論」⁽²⁵⁾として否定された観念である。

更に、現実における具体的な行為が、現実に報いるという実体的な因果論が散見される。特に「三時業」の観念でいえば「順現法受業」の指摘が見られ、「業論」としては脅迫的言動になり得るため、注意喚起しておきたい。本書では、亡き人の位牌を粗末に扱った場合（二二丁裏〜二二丁表）と廃仏毀釈の際に仏像など

を焼いた事例（二二丁表裏）などを示している。また、殺生をすればそれだけ寿命が縮むといった指摘（二七丁裏）も脅迫的に受け取られる可能性がある。同じく「順次生受業」に当たると思われるが、「殺生ヲスレバ地獄ニ落ル」（二四丁裏）としつつ、その事例に美濃妙應寺の開山由来などを引用している（二五丁表〜二六丁裏）。「順後次受業」に当たると思うが、悪しき行いによって三悪道を輪廻するといった指摘（二六丁裏）が見られる。

※特定の事象への差別的言動

天理教への信仰を引き合いに出しつつ信者を批判する言動が見られる（一〇丁表）。天理教やキリスト教（耶穌教）への対抗意識からか、仏法の方が優るといったような言動が見られる（一〇丁裏）。廃仏毀釈を進めた神道の事例として熱田神宮を批判している（二二丁裏）。

男は男、女は女といった言動（二九丁表）が見られ、性的多様性が許容される現代では、差別的だと採られる可能性がある。

「不妄語戒」の説示について、「身分ノ底イ者」⁽²⁶⁾（三三丁表）がこれを犯すといった差別的言動が見られる。

「不妄語戒」の説示において、国王の言動により国が減ぶという言動を用い、具体的な事例として「朝鮮ヤ支那」（三四丁表）としているが、これらは民族差別を含む言動である。

「不説過戒」の説示において、社会において他者批判を行う者として新聞記者を挙げ、その非難を行っている（四四丁裏〜四五丁表）が、職業差別に該当する可能性がある。

※差別語

「狂」を頻繁に用いている。なお、意味としては、精神的に異常を発していることを指す場合もあれば、仏道の道理に暗いことを指す場合もある。ただし、本論ではその文脈を判別せずに、関連する用語を列挙することで注意喚起しておきたい。「狂^いンタ」(二〇丁表)・「氣狂ノ羊」(一三三丁裏)・「氣チガフ」(三七七丁裏)・「狂氣」(三八丁表・三八丁裏)・「自分ノ心ヲ狂ハセヌ」(三八丁表)・「狂フテ」(三九丁表)・「クルワナイ」(四三三丁裏)・「クルウテ」(四五丁裏)である。

他にも、「学ノ無イ人々」(二〇丁裏)・「支那」(八丁裏)・「二丁裏」(二二丁裏)・「盲目ノ婆々」(二八丁表)・「鬼ノ様ナ人」(二四丁表)・「施餓鬼」(二六丁表)・「馬鹿」(二八丁表・二九丁表・四四丁表)などの差別語が見られる。文脈を丁寧に見ていくと、差別をするために用いたわけではない場合も見られるが、用語として不適切と見なし、注意喚起するものである。

七、結論

本論では、洞門における「説戒」について、成立経緯や行法、あるいは主張されていた内容を確認した。しかし、残る課題は、何故このようなスタイルになったのかの理由を、説明出来なかったことである。

そもそも、「説戒」を行う理由については、面山師が指摘した通り、人々が受戒するに及んで、その内容を正しく理解して貰う

ことで、円滑な授戒を行うことを目的としていたはずである。しかし、それが行き過ぎたために、脅迫や差別と考えるような言動に繋がる場合もあった。民衆に最も近いところでの説教だけに、きれいな事だけでは済まされないことは、他の説教の事例をもってしても分かっているが、今回翻刻した『丘宗潭老師「説戒」』についても、本文の扱いには呉々も御注意願いたい。「頓誓漸修」など、実際の実践的な場面では、有効と思える内容も見られただけに、非常に残念ではある。

現代の説戒では、人権の問題に配慮するなどして、内容も「善因善果」の方はよく示すとしても、「悪因悪果」の方は控え気味である。しかし、それがために、訓誡という点では、やや響かないこともあると思う。現代に見合った方法で、訓誡の内容が適切に示される方法を模索する必要があるといえよう。

註記

- (1) 『大正蔵』巻四〇・三四頁b
- (2) 『曹全』「史伝(下)」二七頁上段
- (3) 『曹全』「宗源(下)」四五頁上段
- (4) 尾崎正善「翻刻・禅林寺本『瑩山清規』」、『宗学研究所紀要』七・一九九四年
- (5) 『浄土宗全書』一七巻・一一二頁下段
- (6) 『全集』巻六・二〇八頁
- (7) 『全集』巻六・二〇八頁

- (8) 『得度或問』、『曹全』「禪戒」一九四頁上段
- (9) 『得度或問辨儀章』第一、『統曹全』「禪戒」一六八頁上〜下段
- (10) 『統浄土宗全書』第九卷・一四一頁上段
- (11) 『開戒会焼香侍者指揮』、『統曹全』「清規」四七三頁上段
- (12) 『開戒会焼香侍者指揮』、『統曹全』「清規」四七六頁上段
- (13) 『開戒会焼香侍者指揮』、『統曹全』「清規」四七六頁上〜下段
- (14) 『永平丈室夜話菩薩戒儀』「受戒師範」項、『曹全』「禪戒」二二二頁下段
- (15) 『授戒会作法』、『昭和修訂曹洞宗行持軌範』二八五頁
- (16) 『授戒会侍者暨直壇指南』、『曹全』「清規」七九五頁下段〜七九六頁上段
- (17) 『明治八年布達第二六号』、『曹洞宗両本山布達全書』「明治五〜一一年分」五二丁表
- (18) 『若州永福和尚説戒』巻上、『曹全』「禪戒」一四二頁下段
- (19) 『梵網経』、『大正蔵』巻二四・一〇〇八頁b〜c
- (20) 『戒会落草談』、『曹全』「禪戒」六一三頁上段
- (21) 澤木師の行実については、駒澤大学禅文化歴史博物館大学史資料室編『澤木興道墨蹟展』(二〇一四年)パンフレットなどを参照した。
- (22) 『霞丘老漢説戒』五一〜五三頁、他。
- (23) 『大正蔵』巻四〇・七〇〇頁bに見える。なお、『古述記』では、いわゆる「分受戒」についての指摘であり、厳密には丘師の用法と異なっているが、持戒の部分的省略を指すという点で共通している。
- (24) 『全集』巻一・一八四頁からの取意。
- (25) 『悪しき業論』については、曹洞宗人権擁護推進本部編のブックレット「宗教と差別7」「悪しき業論」克服のために』(昭和六二年)を参照されたい。

洞門における「説戒」について

参考文献

- ・『曹洞宗全書』『統曹洞宗全書』はともに、曹洞宗宗務庁刊。引用や参照時には、『曹全』『統曹全』と略記し、巻数と頁数・段数のみで示した。
- なお、原漢文の場合には、訓読して引用しているが、一々は指摘していない。
- ・道元禅師の著作は春秋社『道元禅師全集』(全七巻)を参照し、引用時には巻数・頁数のみで略記した。
- ・『大正新修大蔵経』を引用・参照した。その際、巻数・頁数・段数のみで引用箇所を略記した。
- ・『統浄土宗全書』浄土宗宗書保存会
- ・『曹洞宗両本山布達全書』曹洞宗両大本山東京出張所・明治一一年
- ・曹洞宗宗務庁編『昭和修訂曹洞宗行持軌範』昭和六三年

附録『丘宗潭老師「説戒」』翻刻資料

【凡例】

- ・本資料は、筆者所持・澤木興道筆録『丘宗潭老師「説戒」』全編を翻刻したものである。
- ・翻刻時の行数・字数などは原典に従った。
- ・字体は概ね原典に従ったが、類似した字体で表現した場合もある。
- ・原典は筆録者である澤木興道本人によって修訂されており、修訂の墨書・朱書は全て反映させたが、墨・朱の指摘はしなかった。
- ・また、筆録時の誤記が散見され、気付いた限りは（ ）で指摘した。
- ・現代の人権重視の観点からは、明らかな差別と考える文脈や用語が多数見られるが、当時の資料の再現を企図し、そのまま翻刻した。更なる差別に繋がらないよう、取り扱いには呉々もご注意いただくことを希望する。また、詳細は本論中の注意を参照されたい。

【表紙】

戒師 丘宗潭老師

説戒

大正三年四月一日ヨリ七日間

於駿河国安倍郡長田村安養寺

(印)

壺棹清

風明月下

不知身

在水晶

宮

大正三年秋 鉄元稚子題

□(鉄元)

□(興道)

【一才】

説戒 第一席

戒師 宗潭老師

戒侍 興道筆記

何レモ能ク御受戒ニ御出ニ成リマシタ大分遠方カラ御

越ニ成タ方モ有ルソウダガ、今日ハ天氣ガ好テ誠ニ結構

デアリマシタ、大キナ御寺デモ澤山ノ人ダカラ随分不自

由デモ有ウガ御心極下サイ、七日ト云ヘバ長ヒ様ダガ人

間一^ト生五十年ト云フガ八十年生キテモ充分ハハ思ハヌ

ノダカラ、マア、御受戒七日モ成ル丈ケ長生キスルガヨヒ

ヌクノ人ガ死トモ無イ思フガ夫レヨリ早ク生レテ来タ

イト思フガヨイ、夫レハ人間ニ生レ此南^{何故カト云ト此ノ}閩^{生ラ惜ムガ如クノ意味}倍州ニ生レルノ

【一ウ】

ハ猶更ラ有難ヒノデ仲々沢山ノ国ノ中デ日本ニ生レル

ノハ又タ〜難中ノ難デアリマス、然ルニ生レテ日本国ノ

人トナルハ誠ニ幸ヒ中ノ幸ヒデアル、夫レデ人間ニ又々早

ク生レテ来ル様ニセネバナラヌ、ソコデ人間ノ事ハワケ

ガワカラヌカラ死ダノリハドウデモ好イト云フハ間チガ

(幸坊の誤記)

ヒデ、其ノワケノワカラヌ処ヲ心配セバナラヌ、其ノワケワカラズノ暗ノ夜ヲ大膽ニモ放テ置クノハドウ云々
 デシヨウナ、ワケノワカラヌ事ヲ其ノ俣ニシテ置テハ駄目デシヨウ、人間ノ一生ハ氣車ニ乗ル様ナモノデ、何処ノ驛デ休ムヤラワカラム、御経ノ中ニモ生ノ從來スル処ヲ

(汽の誤記)

【2オ】

知ラズ死ノ終ル処ヲ知ラズ、ト又夕涅槃聖ノ中ニ夫ヲ喩ヘテ末世ノ凡夫ガ大道ニ「マゴツイテ」東西南北スルアリ、人ノ問フアルモ何ツコヨリ来ルトモ何処ニ到ルトモ知ラナイ、ト御互ガ又復如是人間ノ事トモ不知故ニ佛ガ此等凡夫ノ為メニ生ノ始メ死ノ終リ皈スル処ヲ教

ヘテヤリタイ為メニ佛出現セリトアリ、佛ハ過去現在未來ノ事ヲヨク々々教テ現在ノ都テヲ御教授セラル、ノデアル皆様モ御受戒ニ御就キニ成タノハ其ノ事ヲ諦メ其ノ事ヲ教説下上ヲ聞テ、決定シテ置クノデアル、此ノ中ニハ幾度モ御受戒ニ付ケタ人モアルダロウ、私カ方々デ戒師ヲ

【2ウ】

勤メル中ニハ四十九返御受戒ニ就タト云ノカ一番沢山付タ人デアツタ其ノ人ハ私ノ血脉丈ケデモ十五本持テ居ルト云フタ、何シ返デモ度ヒ重ナル程ヨロシイ

今日ハ夫レ々々遠方カラ御越シデ御疲レダロウカラ簡短ニ御受戒ノ事ヲ御話シテ置コウ、此ノ御受戒ハ佛法ノ中デ最モ大切ナ事デ又皆様ニ取テモ一番大切ナ事デア

ル、日本デハ奈良朝ノ称武天皇ノ時カラ傳ツテ居ル

(聖の誤記)

受戒ハ今世後世ヲ安隱ナラシメルモノデアル、人間ガ一生安樂ニ暮ス事ノ出来ヌハ何故カト云ハバ此ノ持戒ノ徳ガ無イカラデアアル、此ノ世デ難義苦勞スルモノハ受戒

【3オ】

ノ徳ヲ積ヌカラデ未來三惡道ニ落チルノデ、近頃ノ人ハ地獄ヤ極楽ハ無イト云フガ、其ノ様ナ結構ナ人ハ日本中ニハ、メツタニ有リマセヌ地獄導ヤ餓鬼導ハ誰レガ造タカトスレバ別ニ製造ガ有ルノデ無イ皆ナ御互ガ自ラ造タ地獄餓ニ落ルノデアアル、其ノ道理ガ、ワカラムカラ人ガ皆

(餓の下に鬼の脱字)

ナ迷フ、ソレデ昔ノ人ノ歌ニ

火ノ車造ル大工ハ無ケレドモ

巳ガ造リテ巳ガ乘リ行ト

ト云ハレタ何デモ自分ノ心カラ造テ其ノ報ヒヲ受ケテ居ルノデ夫レニ付テ此ノ戒法ノ徳ヲ重ネルノガ大切デア

【3ウ】

リマス 昔シ聖徳太子様ガ此ノ戒ニ依テ人ノ徳ヲ養ヒ戒ニ依テ身ヲ修メルト云フ事ガ太子様ノ釈氏憲法ト云モノニ其ノ事ガ説テ、云ク

三曰戒諸佛立極之大門也故法身遮那華藏先説應化釈迦鹿野先説是以衆生受戒入于僧破戒出僧在戒是僧退戒非僧心依戒理德依戒成無戒破戒沙門未化自何教人乎是費國

遊民王者放徒へ已上へ以上ハ興道私ニ引載ス説戒ニハ前ノ言丈ケアルノ

ミ後人見テアヤシムナカレ

其ノ根本ハ佛様ガ御涅槃ノ夕ベニ一切ノ者ハ戒法ヲ守

ルガ大切デアル、凡夫ガ珠寶ヲ守ル如ク戒法ヲ大切ニセ

ヨト仰セラレタ夫レニ元トズイテ居ルノデアル、トカク、

【4オ】

戒法ガ無ヒト人間ニ生レルヲガ出来ヌ又天上ニモ勿論極

樂ニモ生レラレヌ戒法ノ徳ハ人間ガ金錢ヲ大切ニスル

如クセネバナラヌ、御釋迦様御在世ノ中ニ辺鄙ノ処カラ

佛様ノ御膝元へ説法ヲ聽聞ニ參ル途中、幾晩モく宿泊シ

テ道中シタ処ガ其ノ途中人家モ無キ山中デ水ガ飲ミタ

ク咸テ飲マネバ死ヌ程苦ク咸タ処ガ水ノ中ニ澤山虫ガ

居ルノデ飲メバ佛様ノ御誡メニ虫ノ居ル水ヲ呑ムナト

仰セラレル教ニソムク、処ガ兩人ガ一人ハ喩へ教ヘニソ

ムヒテモ飲メバ命ガアル、サスレバ佛ノ教ニ値ヘルト云

ヒ一人ハドウシテモ呑マヌト云テ争フタガ一人ハ呑ミ

【4ウ】

一人ハ其假死デシモウタ、呑ムダ人ハ佛様ノ御許ニ着イ

タ処ガ死ムタ人ハ天人ト成テ先キニ佛様ニ御膝元デ説

法聽聞シテ居ル、其ノ中佛ニ具ニ其ヲ申上タ処ガ佛ガ

仰セララル、ニハ汝ハ痴人也、水ヲ飲マズニ死ダ人ハ汝ヨ

リ先キニ佛ノ御元トニ達シ飲ムダ人ハ十日後ニ着シタ

ト云フノデアル、佛様ハ我佛身トハ汝ノ目ニ見ヘルズケ

(感の誤記)

デハ無イゾヨ法是レ佛身デアルゾト法句聖ニアル、皆様

ハ受戒デ御血脉ヲ頂イタラ之レハ佛様ノ御身躰ヲ受ケ

ルノデアル仲々大切ナヲデアルカラ七日ノ御勤メヲ充

分ナサルガヨロシイ

【5オ】

○阿含經ト云御経ノ中ニ暗キヨリ暗キニ入ルト暗キヨリ

明キニ出ルト、明キヨリ暗キニ入ルト、明ヨリ明ニ移ルト

ノ四通リノ人ノヲガ説テアル、此ノ中沢山ノ人ハ皆ナ此

四通リノ中ノ人デアリマス皆様ハ此ノ中ドノ人ダナ、

一二明イ処トハ人間ノ身ハ佛ニモ神ニモ成レル猫ヤ獵

ガ神ヤ様ニナレルモノデナイ、然ラハ此ノ身躰ハ明イ結

構ナ身デアル皆様ハドチラカ、次ニ暗イ処ト云ト地獄ノ

ヲダ夫レト各々胸ニ手ヲ置テ見レバ好クワカル極楽カ

ラ迎ヒガ来テモ行ク氣ノ無ヒ者ハ行カヌ地獄ヘモ皆々

勝手ニ行クノデアル、ソレデ此ノ明ヒ身ヲ暗イ処ヘ落サ

【5ウ】

ヌ様ニセネバナラヌ又次ニ暗ヨリ明ハ暗イ地獄カラ人間

ニ生レヲ来タヲデアリマス次ノ暗キヨリ暗キトハ地獄

カラ地獄ヘハ寒地獄カラ八熱地獄ト、アチラコチラニ苦

ムヲデアリ、又明ヨリ明ニ出ルトハ此ノ人間ガ受戒ヲ持

テ佛様ニ成ルモノヲ云フノデアル、ソレテ今マ戒ヲ受

ケルノハ明ヒ身ガ明ヒ処ヘ更ニ極楽ト云処ヘ生レル種

蔕キデアル、此ノ受戒ハ明イ処ヘ出ル法ヲ勤メルノデア

ル夫レガ阿含至ニハ又タ七通りノ別ガアル、夫レハ同じ人間デモ達者ナ人ト弱ヒ者トアル、イツモ御異者様ト中ヨシノ人ガアルシ生レテカラ異者ノ厄介ニナラヌト云

【6オ】

人モアル達者ナ人ハ前生ニ殺生ヲ慎ムダ人デアアルシ弱ヒ人ハ殺生ヲ犯シタ人デアアル又短命ナ人ト長命ノ人トハ長命ノ人ハ慈悲ノ深カツタ人デ若カ死スル人ハ無慈悲ナ人デアツタ 次ニ富貴ナ者ト貧乏ナ者ガアル私ガ先年大坂へ行テ鴻ノ池ノ話ヲソコノ和尚ニ聞タガ鴻ノ池ノ娘サンガ番頭ニ云フノミ盗ダトカ金ガ無イトカ云フヲガ新聞ニ書キテアルガドウ云フダチ尋ネタト云フ実ニ面白イモノデ御嬢様デハ一円ヤ五十ガ無イト云テ困ルト云ハ之レハ何故カト云フト「シワンボウ」ノ

【6ウ】

報イデ金持ニ成ルノハ恵ミ施シタ徳ガ金持ニ成タノデアアル、之レガ第三番目デアリマス 次ニオ四番ニ子ガ沢山アル人ト少シモ無イ人トアル、之レハドウ云フ理由カト云フト、小供ヲ澤山持テ居ル人ハ放生ト云フテ物ノ命ヲ助ケル、東京デハ葬式等ニハ「ニガシ鳥」ト致シマス、随分喰フヲガ出来ナイデ死ヌト云フ様ナ人ヲ助ケテヤツタ人ガ小兒ノ沢山アル人ニ生レル次ニ人ニ馬鹿ニセラレルト恭マワレルトガアル、之レハ何故カト云フト、敬バレル人ハ前生デ目上ノ人ヲ敬ツタ

洞門における「説戒」について

リ佛様ヤ神様ヲ拜ミ我慢高慢ヲセズニ恭敬^{下上}拜礼ノ徳デ

【7オ】

トカク頭ヲ上ノ方ヘソリカヘル様ナヲヨシタ人ハ此世テ馬鹿ニセラル、シ又タ謙讓ナ人ハ人ニ敬マハレル、此ノ此受戒ニ附テ七日間南無三世諸佛ト礼拝スルノト御説教聞クノガ仕事ダカラ誠ニ結構ナヲダガ餘リ人ガ多ヒデ立テ御拝ヲスレバ困難ダカラ座タ俣デ充分頭ヲ下ゲテ御拝ヲスル其ノキニ、御前様方ノ我慢ガ皆ナ折レテシマウテ居ルノダ折レル音ガボキ／＼スル也

【7ウ】

此レニ付テ話ガアル、方々ノ御寺ニ「ピンズル」尊者ト云ノガアル、アノ人ハ于顛王ト云フ王様ノ家来ガ出家シタノデアルガ、アル時尊者ガ阿育王ニソウ礼拝ナサライデモ、ヨロシイト云フタラ、阿育王ガ吾ガ礼拝シタトテ下ルト云フデナイ上ルト云フヲデアルト尊者ニ申上ゲタラ、尊者ガ、ソレハ如何ナル理由デト問ハレタラ、王ガ云ハレルニハ一度礼拝スル心ニ王ノ徳ガ上ルノミデ下ルヲナシト阿育王経ニ出テ居ル此ノ道理デ一度御拝ヲスルノハ此身ガダン／＼ト徳ノアガルノデアルカラ其ノ積デ礼拝ヲスルガヨロシイ 第六番ニ此ノ名拳^{誉メ}ト云フモ大ヘン拳^{誉メ}ラレル人ト^ホ拳^{誉メ}メラレヌ人トアル、之レハ名拳^{誉メ}ノ高イ人ヲ口^ハヲ守タ人ハ好名聞ヲ得ルトアリ人ヲ悪口シタ人ハ此^{誉メ}毒^{誉メ}デ人ニ難クセバ

(誉の誤記)

【8オ】

カリ付ケラレルノデアアル、
 コウ考ヘルト皆ナ各々ノ心カラ造リ出タノデアアルカラ
 此ノ身ヲ助ケヨウト思フタラ戒法ヲ守テ謹マネバナラ
 ヌ戒法ヲ守ル_レハ忝ノ中ノ金錢ヲ大事ニスル様ニスレ
 ハ各々其ノ分是丈ケニ徳ガツクノデアリマス

【8ウ】

説戒 第二席

懺悔ノ_レハ外カ_レノ方ニ依頼シテアルカラ私ハ三皈戒
 ノ_レヲ、オ話し致シマス、
 南無ト云フ_レハ頼ムト云フ_レダ、国ガ異カラ言葉ガチガ
 フ、天竺デハ南無ト云ヒ、支那デハ、皈依ト云フ、日本デハ資
 ケテ下サイト頼ム_レ、ソレデ皈依佛無上尊_レ上モナイ
 佛様ニ頼ム_レ、又皈依法离塵尊ハ法華圣ヤ花嚴圣ノ様ナ
 御経ノ_レデ其ノ清浄ナル徳デ助ケテ下サイト頼ム、次ニ
 皈依僧和合■尊ト云フ_レハ高祖承陽大師ヤ又他宗ノ
 御開山様方及ビ佛々御在世ノ十六羅漢様ヤ地蔵様觀音様

【9オ】

ナンド又タ血脉ノ中ニハ七十九人ノ和合僧ガ書キテア
 ル、其ノ方々ニ頼ムノデアアル、何デモ物ハ和合デナケ子バ
 ナラヌ、和合ハ五人六人ノ人ガ一処ニ成ルノヲ和合ト云
 フ、開山様方ニ皆ナ和合ノ徳ヲ以テ御助ケ下サイト云フ

_レデアアル、ソレ故ニ皆ナ此ノ唱ヘル_レヲ記憶セバナラ

ヌ 南無皈依仏 南無皈依法 南無皈依僧 皈依佛無
 上尊 皈依法离塵尊 皈依僧和合尊 皈依佛竟 皈依
 法竟 皈依僧竟 ト云フ此ノ意ト云_レハニタ心ヲ持ナ
 イデ、昔カラ貞婦両夫ニマミヘズ、忠臣ニ君ニ事ヘズト云
 通リノ_レデ、今ハ佛様ト法ト僧ト此ノ三ニ皈依シテニタ心

【9ウ】

ハ持チマセヌト云フ様ナ_レデアリマス、何レモマア最初
 ハ此レヲ唱ヘル、若シ忘レタラ檀那寺ノ和尚ニ尋ネル、デ
 之レヲ三皈戒ト云テ此レハ三宝ニ皈依シテ心ガワリガ
 セヌト云_レデアリマス

此レハ佛様ノ方カラ救フト思召テモ、アナタ方ガ直ニ心_口換
 リガスル、ソレドモナラヌ、ソレモ無理ハ無イ、何故カ
 ト云ヘバ、タツタ一人ノ娘ガ病氣スル其ノ時ニ天理教ニデ
 モ拜ムデ、モラウタラドウカト人ニ進メラレルト胸底デ
 グラツイテクル、災難ノ中ニツケコムテ進メラレテ天理
 教ニ成テ手ヲ振ル羊ニナル、ソウスルト天理王ノ手ヲ振

(教の誤記)

【10オ】

ル方ガ面白クナツテクル_{ソレカラ}■宗スルノモ近所憐_レリ
 ノ手前ガ悪イカラマア其ノ俚一生我慢シテ手ヲ振テ終
 ル、天理様デモ病氣ハナホリヤセヌ、又タ御先祖ハ皆ナ佛
 法デ御果テニ成タ、ソノ上ニ_{手ヲ振ル_レナンドヤラカシテ居ルト}佛様ハ日ニ三度涙ヲコボシ
 テオナキナサル、之レニ付テハ深キ意味ガアル日本デハ

(隣の誤記)

聖徳太子様ガ十七憲法ノ第二条ニ

篤敬三宝三宝者佛法僧也則四生之終皈万国之極宗（云云）

ト説テアル三宝デ無ケレバ凡夫ノ狂シク心ハ直ラナイ

ト云フテアル、之レハ推古天皇様ノ御世ノ一ツデ其ノ時佛法

ヲ取り調べテ之レヲ無クテハナラヌト云フノデ憲法ノ

【10ウ】

第二ニ御示シナサレタノダカラニタ心口ヲ持タナイ様

ニシテモライタイ、近頃ノ人ハ佛法ニ付テ色々悪ル口チヤ

ヒコツヨ云フテ佛法ヲ捨テタガガ、ドウモイカヌ新イ

物ニバカラ眼ヲチラツカス此処ニ居ル人ハ皆ナ古イガ

新イノヨリハ人ガ好カヌ、古イ方ガ、ヨヒノデアルガ、ドウ

モ人情トシテ止ムヲ待ヌガ、私等モ此ノ文明ノ世ニ生レ

テ佛法ガ實際悪ルケレバ何ニモ一返坊主ニ成テモ止ツ

チマツテモイケレト天理ヤ耶蘇ヨリハ佛法ノ方ガ非

常ニ尊イノデ天理教ノ○佛法カラスンデ近頃コシラヘ

タノデアルガ学問ノ無イ人々ガコシラヘタノデ夫レヲ学

【11オ】

問ノ無イ人ハソコニ迷フノデ、私ハ十七ノ時カラ佛法ノ

学問ヲシカ、ツテ此年五十五ダガ夫レ丈ケ学問シテモ

未ダ尽キヌ、ソコデ此ノ佛法ヲ一句○偈ヲ求メル為メニハ

此ノ身ヲ投ジテ求メラレタ、ソレニ付テコウ云フガアル

アノ葬式ノキナンドニ書イテモラウ諸行無常ノ四句ノ偈

文ハ佛様ガ因位ノキニ○法ヲ求メル為メニ山へ御入り

ナサレタ所ガ諸行無常是生滅法ト云フ声ガシタ、夫レデ考

ヘテ御覧ナサルトマダ下ノ句ガ無ケネバ意味ガ足ラム

ソレ故ニ声ノシタ夕方ニ行テ尋ネアリクト、大キナ夜光ガ

居タソコテ雪山童子ガ今ニ句ノ文ヲ称ヘタノハ汝カト

【11ウ】

仰セラレルト如何ニモオレダト云、ソコデ雪山童子ガド

ウカ其ノ次ヲ聞カシテクレト御頼ミニナルト夜又ノ云

フニハ腹ガヘツテ云ハレヌト云フ、童子ガ汝ハ何ヲ喰ヒ

物ニシテ居ルト御尋ネニ成ルト、夜又ガオレハ人間ノ生

肉ヲ喰ヒ物ニシテ居ルト云フ、ソコデ然ラバ、シバラクノ

空腹ヲコラヘテ次ノ偈文ヲ聞カシテクレ、其ノ後ハ私ノ

躰ダラ喰ツテクレト仰セラレタ、スルト夜又ガ生滅タ已寂

滅為楽ト下ノ二句ヲ称ヘタ、ソコデ雪山童子ハ指ヲ喰切テ

其ノ血デ姿ウツクシイ岩ニ四句ヲ書キ印ルシ後世ノ

者ヤ又自分ガ来生デ此ノ偈文ヲ読ムデ利益ヲ蒙ル様ニ

【12オ】

冷法久住ノ為メニセラレ、ソコデサノ約束通り此身ヲ喰

テクレト云フテ夜又ノ口へ御入りナサレタ処ガ夜○

デナクシテ佛様ガ童子ノ心口変リガ無イカタメサレ

タノデアツタ、コレハ佛様ノ話シデオボヘヌクキガ彼ノ

日蓮上人ハ南無妙法蓮華經ノ七字ノ法ヲ覺リ、之レヲ弘

メルニハ仲々大變デ首ヲ切ラレテモカマワント云フ決

心ダ全クニ心ガ無イカラ役人ガ首ヲ切ラウト思テモ切

（令の誤記）

レナンダコウ云フ有リ法ノ上ニハ及テモ折レテシマ
ウ此ノ佛法ハ三祇百大劫生死往來八千返シテ佛様ガ征
リナサレタ妙法ダゼ

【12ウ】

日蓮ハ命ガケデ広メ法然上人ハ流罪ニ遇フテモニタ心ハ
ナイ、之レ位イノ物ガ佛法ジヤ吾宗ノ承陽大師様ハ日本
デナ幾年修行ナサレ其ノ後支那へ五年御修行ナサレテ
此佛法ヲ御悟リニ成タ、然ルニ三日ヤ五日デ一寸トデ行
ク物デナイ、ソコデ佛様ノ事ダガアノ自我憫ネー此ノ中
ニ自我憫ヲ知テ居ル人ガ居タ、点ヲ付ケルト我レ佛ヲ得テ
ヨリ無量百千万億デアルト御尺迦様ガ此ノ娑婆へ御出
マシナサレタノ●ハ数は限リモ無イノデ皆ナ様ガ知テノ
通り四月八日ニ御生レナサレ二月十五日ニ御入涅槃ナサ
レタ之レハドウ云フ御尺迦様カト云フト一体御尺迦

【13オ】

様ニ生キ死ハ無イ方デアアル、誰レモ皆ナ死ヌカラ致シ方
ハ無イガ佛様ニハ生キ死ニハ無キ、其ノ結構ナ身ニ御
成リナサレタノト、何ツカト云へバ無量百千万億載阿僧
祇劫ノ昔デソレカラ人ノ世話ヲシテ教化シテ居ルコトガ
永年間ダデアアル佛様ハ生タリタリシテ見セテ衆生済
度遊バスノガ仕事デアラセラレル、又タワカラズ屋ハ佛
様ガ難行苦行ノ御修行ト聞テハ佛様テ人間デ呉レコト
同ジデ無イカト云フガ、豊太閤モワカラズヤ程コワイ

(葉は衍字か)

者ハナイト云タ、神ノ面モ見タコト無イモノガ佛ハ二月十
五日ニ死ンダデナイカト云フテモ皆ナワカラズヤノ云

【13ウ】

コトデ佛様ハ十九出家八十入滅ヲ示サレタガ之レハ皆ナ
生死ソシテ衆生ヲ導ク仕事(化儀)デアアル死デ見セタリ生
レテ見セタリスル●情ノコワイ(強情)者ニハ死ンデ見セ
ネバ性気ニナラヌカラデアアル、之レニ付テネ、私ノ知テ居
ル人ガ大事ノ娘サンヲ嫁入サセル羊ニ成テ充分仕事シ
テ何月幾日嫁入ト日決定メテカラ風引キガ本デ死ンダ
母親ガ気狂ノ羊ニナツテ私ガ行ツタラ其ノ途々発心
シマシタト云フテ夫カラ大変信仰スル様ニ成タ、御涅槃
象デモ沢山ナモノガナイテ居ルガ夫レガ皆御涅槃ニ遇
テ発心スルノダ、ソレデ佛様ハ生キ死ヲシテ見セテ衆生済

【14オ】

度ヲナサレルノデ、之レハ佛ノ法財デアリマス親心ハ子
故ニ迷フト云フガ、全ク佛様ハ衆生ヲ迷フ故ニ佛様ガ衆生
ノ病ヲ身ニ持チ生死遊バスノデアアル、此ノ間モ静岡新聞
ニ貧乏人ガ正月小児ニ餅ヲ搗テ喰スコトガ出来ヒシ小児
ノ顔ヲ見レバ愛ニ引カレテヤルセナク餅米五升ヌスン
タ処ガ知レテ警察へ引揚ゲタ処ガ実ニ監獄へ入レルニ
シノビズ(云云)ト云ガ有タ佛様ハ妻子モ王位モ一切捨テ
、一切衆生教化ノ仕事ヲナサレタクウシテ多クノ者ノ
迷ハヌ様ニ教ヘテ下サレレデモ根性ノクサツタモノ

ハ氣ガ付カヌカラ死ンデ見セラレタノデアルダカラ佛
【14ウ】

ノ御恩ハ忘レテハナラヌ、自我偈ノシマイノ方ニ每自作
是念以何令衆生得入無上道速成就佛身ドウカシテ何ト
シタラ此ノ衆生ヲ早く成佛サセルヲガ出来ルカト、此レ
ガ佛様ノ御心配^レデコ、ニ於テ御尺迦様ノ御見ハワカ
ルダロウ 南無皈依佛ト云ヘバマチガヒナク助カル^レ
ヲ佛様ハ漁師デ衆生ガ魚デ魚ガ皈佛ノ鈎ヲ一ト口吞^レ
バ自分ハ理屈モワケモワカラネド疑ヒ入レズ三皈ノ鈎
ヲグツト吞ミサヘスレバ御尺迦様ガ鈎リ上ゲテ下サル
ノデ其ノ積リデ三皈戒ヲ称ヘテ費^キヒタイ

今人ヨリ佛身ニ至ル迄デ餘ノ邪魔外道等ニ皈依セザレ
【15オ】

ト仰セツレテアルガ、外ノ鈎ヲ飲デハダメダ
モ一ツ言フ^レガアル、ソレハ臨終ノ^レデ今ハマ^レ老人ガ
先キヘ死ヌモノト相場ヲキメテオイテ、凡ソ人間ガ死ヌ
ト云フ^レキノ^レヲ御説キナサレテ眼藏ノ道心ノ卷ニコウ
云フテアル 云^カ

コノ生ヲステ、イマタノチノ生ニウマレサランソノ
アイタモツ子ニコエモマス三宝ヲトナヘタテマツラ
ントオモウヘシ七日ヲヘヌレハ中有ニテ死シテマタ
中有ノ身ヲウケテ七日アリイカニヒサシトイヘトモ
七日ヲハスキスコノトキナコトヲミキクモサワリナ（ナの下にニの脱字）

洞門における「説戒」について

【15ウ】

キコト天眼ノコトシカ、ラントキ心ヲハケマシテ三
宝ヲトナヘタテマツリ南無皈依佛南無皈依法南無皈
皈依僧トトナヘタテマツルコトワスレスヒマナクト
ナヘタテマツルヘシ（云々）（乃至）マタコノ生ノヲハルト
キハフタツノマナコタチマチニクラクナルヘシ、ソノ
トキヲスデニ生ノヲハリトシリテハケミテ南無皈依
佛トトヘタテマツルヘシ（云云）ト

両目ニ暗ノ来ラムニハ之レコソ、此ノ舌ノ御暇乞ヒト覚悟
セネバナラヌ臨終ニ目ガ見ヘヌ様ニナルト腹ノ中ガ誠
ニ能ク見ヘル、一代五十年六十年ノ間働テ置タ善悪ガ浄

【16オ】

玻璃ノ鏡ニ写ル、其ノ中ニ心配ヲシ始メル其ノ中ニ向フ
ニ火ガ見ヘタリ又タ水ガ見ヘタリ又タ冷シト思フタリ
暖ト思フタリスル魂ガ生レル^レヲ四通ノ愛ニ引カレル
ト説テアル 此ノ中眼ノ暗ム中ニコソ一心ニ無南皈依^{下上}
佛^ノト三皈戒ヲ唱ヘネバナラヌ唱ヘ乍ラ息ヲ引キ取
ルノダ、又後生迄モ中有迄モタユマズ唱ヘヨヨト云フテ
アル、ソレデ此ノ三皈戒ハ今生モ最モ大切ナノデ
アル今日ハ之レデ置ク

【16ウ】

説戒 第三席

扱テ今日ハ三聚淨戒ト云^レヲ話シマス之レハ善イ^レヲ

（ヨは衍字か）

シテ悪イコヲ止メルコトデアル何モムツカシイコトデハ無
イガ夫レガ仲々大變ナノデ、チヨ○シタ^ツ悪イコト位イト思ガ
ソノ悪イコトモ八万千通りモ有ル、善ヒト云ヘバ分ツ
タ様ニ思フガ仲々ワカラヌ

佛様ハ三祇百大劫ノ間ダ善ヲ修行セラレタ、

又タ其ノ意ヲ淨シク持ツト云コトニモ色々アル、私シノ様
ニ淨シク持ツ、又タ私シ以上ニモ淨ク持ツ、之シナコトハ何

【17オ】

ンデモ無イ羊ナモノダガ夫レガ仲々ナンデモ無ナデナ
ヒ早合点ヲシテハナラヌ、夫レデ昨日ノ三皈戒ノ話シヲ
マダ残ツテ居テハ戒法ガワカリ兼ネル

今ノ若ヒ者ガ佛様ハ木デ彫ムダモノダト云フガ甚ダ口チ
ノ悪イ話ダ或ル人ガ日蓮宗ノ御寺ヘ行テ南無妙法蓮華
聖ヲ小供ノ書ヒタ羊ナモノヲ声ヲカラシテ拝ムハ何ト
出コト云フタ話ヲ聞タ、若イモノガ母親ニ、ナマイキナ
コト云フニチガヒナイ、又母親ハ小児ヲ育テルニ何ト云
テ佛様ノコトヲ教ヘルカネ、コンナコトハ年ヨリハ善クワキ
マエテ置イテ家内中ニ教ヘテヤツテモライタイ

【17ウ】

眞実ノ佛様ハ目ニモ見エズ手ニモ触レルコトハ出来ヌカ
ラ画像ヤ木像ヲ、御檀ニマツ、テ拝ムコトデアル、拝メバ画
ヤ木ヲ拝ムデ無ク眞実ノ佛様ヲ拝ム様ニナルコトデアル
皆様ノ中デ先ニ死ヌダ娘ヤ夫ノ写真ヲ佛檀ニカザツテ

アルガ、ドウダ写真ハ物ハ云ハナイケレヒ其ノ写真ガ親
ナレバ親ノ顔ヲ拝ムト寸分相進ガナイ様ナ心ガ起ル、又
夫ナレバ夫ヲ拝ムトチットモカワラヌ氣ニ成ル、ソレデ画
ニ書タ佛様ヲ拝ムノハ其ノ中ニ眞実ノ佛様ヲ拝ムト寸
分チガヒガ無イ羊ニナル、木像画像ハ眞実ノ佛様デハナ
ケレヒ先德方ガ大慈大悲ヲ以テ像ヲ写シテ末世ノ今日

【18オ】

迄ニ眞実佛様ヲ拝ム心ヲ起サセル為メデ、チヨト親ナン
ドノ写真ヲ眺メテ親ノコト等ヲ思ヒ出スコトガ生前トカワ
リガナイ氣ニナルコトデアル、木佛画像モ亦然リデコウ云
フ道理自分モ兼知シテ又タ若イ者等ニモ聞カシテ置ク
ガヨロシイ、之レモ付テ話ガアル、私ガ實際見タコトダ
明治十三年ニ私ガ飛彈ノ国ヘキツタ、ガ一ノ宮ト云処ガ
アルガ、ソコニ国デ第一ノ宮様ガ祭テアル依テ土地ノ名
前ニ成テ居ル、其処ニ盲目ノ婆々デ非常ナ信心者ガ有タ
イツモ念佛申シテ居タ、南無阿弥陀佛ノト一ツテバリデ
アツタ、夫レヲ或ル若イ者ガ「ナグツテ」ヤロウト思テ鼻紙

【18ウ】

ト御名号ト換ヘテ置タ徒ラ者ガ有タト見ヘ人ガ見ニ行
クト鼻紙ヲ壁ニ張り付ケテ朝夕念佛ヲ申シテ居ル、夫レ
デ若ヒ者ガ笑フテナブテ居タ処ガイツト無ク念佛ノ力
デ不思議ニモ婆々ノ眼ガ開テ眞実阿弥陀様ノ御相好御
光明ヲ放チ玉フ婆ガ鼻紙ニ現ハレタ、婆様ハ崑シサノ餘

(驛の誤記)

リ若イ者ニ告ゲタ処、徒ラシタ若イ者ガ大ニ断リ云フタ
ト云フガアル、デ鼻紙カラ光明ガカマキ婆様ノ目ガ開
テ実ニ恐レ入テ若ヒ者等モ大変信心スル様ニ成タ

之レヲ私ガ行タ中ニ寺ノ和尚案内セラレテ拝ミニイツ
タ其ノ時分ハ未ダ私ト雲水デ四十人モツテダツテ拝ム

【19オ】

ダガ鼻紙デモ拝メバ御婆ガ現ハレル皆ナ様聞キチガヘ
テハイケマセム ソレデマシテ佛像画像ヲ拝ムダナラ
必ズ御利益ガアルニ間違ヒ無イ

私ガマダ二十四ノ時ニ小田原ノ向フニ早川ト云扁ノ海
藏寺ト云寺ニ三年程学問シテ居タフガアル、其ノ隣寺

ニ眞^言○宗ノ眞福寺ト云寺ニ御観音様ガアル此ノ観音様ハ

昔シ海カラ上ツタト云フノデ平常ハ御秘佛ニシテアルガ
其ノ中六十年目ノ開帳デアツテ誠ニ沢山ナ参詣人デ、其
ノ近クニ与吉ト云フ廿四五ノ俸ガアツタ処ガ若イ時ダ
カラ小田原通ヒヲヤツテ梅毒デ足ガ立タヌ羊ニ成ツタ

【19ウ】

両親モ困ツテ居タガ此年此石観音ノ御開帳ガ百ヶ日ダ
カラ此ノ与吉ガ改悔シテ若シ百日ノ御開帳ヲ因縁トシ
テ信心シタラ御利益ガアロウモシレヌト思テ、門ノ中ヘ
小サイ小屋ヲ造テ与吉ハ鐘鼓ヲ打テ南無大悲観世音ト
唱ヘテ居タ、私モ百日ノ間ダダカラ幾ベンモ参ツガ参ル毎
ニ与吉ヲ慰問シタ処ガ九十九日目ノ夜中ニ本堂ノ方カ

洞門における「説戒」について

ラ大声デ與吉ノト云フ声ガシタ処ガ驚テ立タ処ガ立テ
タ歩ケル夢デナイ、実ニ喜ンデ早速御寺ノ和尚様ヲ起シ
テ申シ上ゲタ、和尚モ驚テ御本尊ノ御利益ヲ一時頃与吉ノ
礼ヲ申上ゲテ色々スル中ニ夜ガ明ケタ、夜ガ明ケルト与

【20オ】

吉ガ皆ノ人ニ見セタ、私ハネイ海藏寺ノ門口ヲ掃除シテ
居タラ参詣人ガ与吉ノ足ガ立チマシタ観音様ノ御利益
デト云フノデ箒ヲ放テ居テ見ニイツタ処ガ与吉大変喜
ンデ足ヲタ、キテ見セタ色々与吉カラ話ヲ聞テ来タ与
吉ガ御礼ニ奉納スル額面ニ画ノ書タノヲ持テ来テ私ニ
縁起ヲ書テクレト云フタカラ其傍ヘ与吉ノ利生一代記
ヲ書キテヤツタフガアツタ

石デ造タ佛サン、海カラ上ツタ、カキガラノ付タ様サンデモ
御利益ガアル只ダノ信心ノアリナシニ依ルノデアリマ
ス、木デモ石デモ画デモ何デモ一切ノ佛像ニ向テ信心ヲ

【20ウ】

コメネバナラヌ、之レ住持ノ三宝デアル、
之レ迄デニ鼻紙ニ阿弥陀サンガ現ハレタ話ト、石ノ観音
様ノ御利益デキザクノ与吉ノ足ノ立タ話トヲ聞カセタ
之レカラハ修禅寺ノ弘法様ノ御話ヲ致サウ、修禅寺ハ高
野山ヨリ以前ニ建タ寺デ、大師ガ十八ノ御時ニアノ辺デ
修行ヲ遊バシタラ悪魔ガ退ゲタ故ニ修禅寺ヲ降魔道場
ト云フ、冬ニナルト私ハ下田ノ方ノ小浦ト云フ処ノ寺

へ行々、其ノ寺ノ檀中ニ、伊三ト云人ノ娘が大変ナ信心デ十六カラ東京ノ或ル上流ノ家へ見習ニ行ツタ処ガ、ロクマクニ掛テ飯ツタ処、肺ケツカクニ成タ、東京中ノ医者ニ見

【21オ】

捨ラレ死ヌナラ母ノ膝元デ死タイト云フコトデアツタ、モウ最后ト云フノデ、娘ガ云フニ、モウ之レデ全快ハセヌノダカラ最後ノ御祈祷ガシテモライタヒト云フタノデ私ノ処へ頼ムデ来タカラ私ガ手紙ヲ書テ修禪寺へ御祈祷ヲスル羊ニ云フテヨコシタ、処ガ修禪寺カラ廿里モ隔テ居ルノニ大般若ノ声ガ聞コヘル響・子音ガ聞ユルノデ

(響の誤記)

皆々身ガ清メテ御佛壇ニ御灯ヲ上ゲテ読シタ夫レガ三朝共ニ其通りデ有ツタ三朝目ニ母ガ私ノ処へ来テ私ニ礼ヲ云ヒニ参タノデ色々ノ話ヲ聞タガ何時死ムデモ病人ハ大安心デ居ルトノコトデアツタガ其翌日手ヲ合シテ

【21ウ】

安心シテ息ヲ引キ取ツタ、家内中大ニ喜ムデ信心ヲスルガ夫レガマダ昨年(大正二年ノコト)一月デアル、夫レダカラ画ヤ木ノ佛ハ利益ガアルノナイノト云ワハズニ又嫌信心セネバナラヌ、之レ位イ間チガヒノ無ヒ話シヨ三ツモシタノダカラ何デモ信心ヲセネバナラヌ又昔シ支那ニハ母ノ位牌ヲ焼シテ罰ノ当タ話ガアル之レハ名前ヲ書キ付ケタモノダカラ性ノアルモノデ無キト云フノデ、妻ガ位牌ニ性ガアルナラヤイトヲスエテ

見ヨト云フタ処ガ夫ガ止メルノモ聞キ入レズ邪見ナ妻ガヤイトヲスヘタ、処ガ位牌ハ熱イトモ何トモ云ハヌガ

【22オ】

慈雲尊者ノ法語ノ中ニ梵網經ノ父母三宝ノ名字ヲ聞カスヲ夫レテ此ノ様ナ話ハ外デハ無イ近頃邪見ナ人ガ在テ御位牌ヲ川へ流シタリ石埤ヲ踏ミ石ニシタリ佛壇ヲ焼イタリスル邪見ナ人ガ多ヒ之レ等ノ邪見ヲ起スモ皆眞実ノ道理ヲ恐レヌカラデアアル、之レニ付テモ

御維新ノ頃神佛分离トカ廢佛毀トカ云フコトデアツタ処

(毀の下に釈の脱字)

三宝ハナイ物シヤ(云云)ガ御宮ノ内ニ佛法ノ物ガアルト引ズリ出シテ焼イタリト思ヒ合スベシ又タ●寺ニ神様ノ物ガアルト持チ出シタリシタコトガア

【22ウ】

ル、私ガ生レタ処ハ尾張ノ埜田付近デアアルガ埜田ノ宮様ニ染殘金泥ノ法華聖ガ在タ、又タ佛像モ坊モ在タ処ガ大業師様ヲ引ズリ出シ割テ火ニ投ジ羊トシタ処ガ斧ヲ持タ俣デ死ンダリ又タ氣チガキニ成タリシタ、又法華聖ヲ足ニ掛ケ火ニクベタガ文字ノ処丈ケ焼ケナイ其中ノ人ハ皆埜病デ死ムダ、其ノ焼ケ餘リガ今尚ホ名古屋辺ニ少々餘テ宝物ニ成テ居ル其ノ時ノ大宮司ガ「オイはぎ」ニ出タコトガアル夫レガ私ノ隣寺ノ和尚ガ通ルル処ヲをいは

ぎニ出^ッノデ、トウ^ク捕ハレテ見レハ大宮司デアルカラ
一周・間座敷ロウニ入レテ居キタラ切腹シテ死ムダ

(週の誤記)

【23オ】

此レ皆ナ拙僧ガ見タ話ダカラ何デモ佛様ヤ位牌ヲ粗末ニ
シテハナラヌ 昔カラ、ユワシノ頭モ信心カラ夫レデ南
無皈依佛法僧スルノデアル

(イの誤記)

説戒 第四席

第一不殺生戒

殺生戒ハ慈悲ジヤ道徳ノ進歩シタ中ハ人間ヲ殺サヌノミ
デナイ、鳥獸等ノ殺生モセヌ、進歩シタ道徳ノ上カラ云フ
ト一切ノ生物ノ命ヲ救フト云心ガ起ルノデアル、佛様ハ
出来ヌ^トヲセヨトハ仰セラレヌ、戒法ニハ随方戒ト云フ

【23ウ】

「ガアル人ト人トノ間ダケデモ守レバ不殺生ヲ守ル
ノデアルガ夫レ丈位イノ^トハ法律デ制スルカラ佛ノ御
教ヘヨカルニ及バヌト云フカモ知レマセヌガ、ソウデナ
イ夫レハ手デハ法律ガコワクテ殺サイデモ腹ノ中ノ^ト
ハ法律カ行キ届カヌ、処ガ腹ノ中ガ最モ大切ナノデ形ニ
頭ハレヌ精神上ノ殺生ヲ犯シテ居ル人ガ沢山アル夫レ
ヲ固ク教ヘルノガ戒法デアル成ル丈ケ人トタトノ間ダニ
無理非道ノ無キ様ニ心掛ケルノデアル、ケレト新聞ナ
ドニハ無理非道ヤ殺生ノ記事ガ沢山出テクル又タ近頃

ノ人●^ハ實際殺氣ガ満チテ居ル心得エネバナラヌ

【24オ】

皆ノ衆ハ人ト人トノ間ダニ殺生ヲスル様ナ鬼ノ様ナ人
デハ無ケレト實際ハ妙ナ処カラ如何ナル心モ起ルモノ
ダカラ二度ト起ラヌ様ニ今日限りニ封ジ込メテ置カネ
バナラヌ、何時起ルカワカラヌノガ人ノ心デアルソレヲ
決定ノ置クノデアリマス

佛様ガ八人ノ悪ヒ師匠ト云フ^トヲ御説ナサレタ其中ニ
オ一番ニ殺生ヲスル者ヲ師匠トスルナト仰セラレタ殺
生ヲスル者ハ命ガ短カイ又小児ガ無イ^カ又タハ病氣勝チ
デアル尺尊ハ因地ノ時カラ夫レヨク^ク師匠トセヌ云
云トアル、之レ等ノ^トヲ考ヘルト仲々殺生ハ出来ヌ又タ

【24ウ】

殺生ヲスレバ地獄ヘ落ル、地獄ト云ヘバ、出タラメヲ云フ
様ニ思フ者モアルガ、ソウデナイ實際地獄ガアルダカラ
致シ方ガナイ、又タ地獄ト云ヘバ一モ二モ無ク青鬼赤鬼
ヤ釜ヤ火ノ車ノアルモノデナイト思ウガコレモソウデ
ナイ、夫レニ付テ支那ニ薬山禪師ト云人ガ在タ或ル大
学者ガ、エライケンマクテ、佛教デ地獄ト云フガ實際火ノ
車ヤ針ノ山ガアルカト議論ヲシ掛ケタ、スルト薬山禪師
ガ申サレルニ汝ガ如キ者ガチヨザイナト仰セラレタラ
大変怒ツタ、ソコデ禪師ガ夫レ其ノ面ガ地獄ヲ造ルノダト
云ハレタ処ガ学者ガ手ヲ打テ磊ムダト云話ガアル

【25オ】

自分デ造テ自分デ乗ルコレ位間チガヒノ無ヒトハアル
 マイ、乗リゾコナイノ無イ火車デチヨウド御蚕ガ自ラ糸ヲ
 出シテ其ノ中へ隠居スルト同様、各々自分ノ身カラ造
 テ其ノ中ニハイルノデアルソレヲヨクノ決定シテ置ク
 教ヘガ佛法ダ、殺生スル者ハ絶命デ最後ハ地獄ダ、夫レヲ
 ドウヲ知ル^モモノハ^{私等ガ}アクセク思フテモ丸デ河向ノ火事ノ
 様ニ思フニ居ルノデ誠ニナサケナイトデアアル

私ガ廿位ノ時ニ今壽ノ妙應寺ト云寺ニ修行ヲシテ居タ

^{美濃國}

トガアル、其ノ妙應寺ト云フハ昔シ妙應信女ト云婆々ガ

地獄へ落テ夫レガ縁起デ建立シタノデアアル

【25ウ】

ソノ妙應婆様ハ天下無頼ノ根性ノ悪イ婆様テ有タガ昔
 ノ代官ノオフクロデアツタ、其老母ガ死デ中陰中ノトデア
 アツタ大徹ト云フ大徳ガ行脚シテ其ノ家ヘ一夜ノ宿ヲカ
 リニキツタ扁ガ法事中ダト云テ宿メテクレヌソコデ止
 ムヲ不得辻堂デ一夜ヲ明レタ処ガ辻堂ノニ夜ナカニナ
 ルト火ガ現ハレテソレカラ婆々ガ現ハレタ鬼ガ出テ来タ
 夫レヲ殺シタリ又タ活カシタリ^{妙應ノト呼フテ}アラユル苦メニ遇テ居
 ルマノアタリ等活地獄ヲ見タ大徹和尚ハ中坐禪ヲシテ居
 タガ今ノ時ナラ三時頃ニモナツタト思フ頃ニ消ヘテシ
 モウタ、スルト其ノ跡ノ草ガ焼ケテ居タノミデ何ニモナ

【26オ】

イ夜ガ曉ケテ代官ノ家へ御小食頂戴ニ行テ佛前位牌ヲ
 見ルト妙應大姉トアツタ驚テ主人ニ前夜ノ話ヲシタ処
 ガ主人ガ大ニ立腹シ、タバカルノデ有ロウ實際ナレバ一
 夜ニ限ルマイ見届ケタ上デ汝ヲ所罰スルト云テ其晩ニ
 大徹和尚ト代官ト兩人ガ辻堂ニ通夜シタ処ガ前晩ト同
 様ノ有リ様デ代官ガソレヲ見テ大徹ノ袖ニスガツテ、頼
 ムタ代官ハ腹ワタヲエグル思ヒヲシタ夫レカラ施餓鬼
 ナンドノ法會ヲ行フテ妙應大姉ヲ救フタ 其ノ歌ニ

なき人も今葉佛尔なり尔けり

名のみ御ありてあけのしも露

【26ウ】

ト 代官ハ母ヲ救フテ下サツタノヲ此上無事御恩ト心
 得テ家屋敷一切ヲ施物トシテ寄進シ寺ヲ建テ妙應寺ト
 云フ名ヲ付ケタ ソノトヲ名古屋ノ華道ト云画書ガ此
 ノ縁起ヲ書イタノガアル、地獄バナシハ当世ノ人ハ氣
 ニ入ラヌガ實際アルノダカラ致シ方ガナイ其ノ地獄ヲ
 脱シテモ次ニハ畜生ニ生レル、牛馬ニナルト重荷ヲシヨ
 ワサレテ使役セラレテ、アゲクハ殺サレテ肉ヲ喰レル殺
 生ハ殊ニ悪イノデアアル佛様ハ実ニ此ノ殺生スル人ガ、ツ
 ンノ悪道ニ落テ苦ヲ受ケルノヲ見テ修行ノ手本トナサ
 レタソウデアアル

【27オ】

何故ニ殺生ヲスルト絶命カト云フト、ソレハ天地間ノ道

理デアル、貴方ト私ト身モ心モ別ノ様デ有ルガ此身ハ四大ト云フテドレモ、モ地水火風ノ假和合デアアル水地火風ヲ除テラ此身ハ皆無デアアル今ノ学問デ原・素ト云フガ色々説明スルガ要約スレバ此ノ四ツデアアル天地モ四大ナリ心モカラダモ皆ナ同ジデアアルノニ大小美醜色々別々デアアルノハ何故カト云ヘバ虫デモ魚デモ野菜デモ一切四大ノ外ニハ無イ夫レガ造リ方ニ依テ男トモ女トモ又タ別品ニデモ、ヘチマニデモ皆出来上ツタ処ガチガフノデ品物ノ原料リヨハ同ジデアアル

【27ウ】

酉としや牛也うまるとかれ連者

土のばけたる伏見人形

デ一切土ノバケモノデアアル、何デ此ノ通りバケルカト云ト細々人ニ依ルノデ尾張ノ瀬戸ヘ行タ何デモ比ヤ土一ツガ手加減デ大ニ違タ物ガ出来ル 此ノ手加減トハ何カト云フト心ノ持チ方身ノ振り様デアアル御互心モ身モ同ジ四大デアアルガ皆、別、ニ成テ出来上ツテ居ルソコデ他ノ○情ヲ殺スノハ我身ヲ割ル様ナモノデアアル、ソコデ殺生シタ丈ケソレ丈ケ壽命ガチム当リマキデアアル夫レヲ知ラヌカラ殺生ガ出来タモノダ拙僧ナンゾハソレヲ

【28オ】

知ツテ居ルカラドウモ殺生ガ出来ヌ、五本ノ指デモ一本折テハ外ノ指モ思フ様ニナラヌ何デモ其ノ本ヲ知レバ

(元の誤記)

無ヤシナ^リハ出来ルモノデナイ、ソレニ末バカリヲ眺テ殺生ヲ犯ス其ノ本ヲ知ルヲ戒法ト云フノデ其ノ時ニ自他ノ見ヲウスラ^薄ゲルガヨイ自他ノ見ノ止ムダノガ殺生戒ジャ夫レガ佛様ジャ何デモ人ト人トノ間ハ勿論ノ^心ノ及ブ限り手ノ尽セル丈ケ此ノ殺生戒ヲ慎ミ持ツガヨロシイ 次ニ

第二不偷盜戒

ヌストヲスルナト、是ノ如キ^リヲ云フト馬鹿ナ^リヲ云フ

【28ウ】

様デ尺迦之説法ノ羊ニ聞ヘルガ、大底ナ人ハ見セル^悪ルキ、見ルトホシキト腹ノ中カラ忖話ヤク、ソウスルト眼ガ往生スルノデ、ヘタニスルト眼ガ悪イ^リヲスル、他人ノ物ト云フテモ能^ル処ノ家ノ^リバカリデ無イ親ノ物デモ子ノ物デモ夫婦ノ中デモ兄弟デモ皆ナ此戒法ノ必用ガアル何デモ自分ノ身分相應ニ福分ガアル各々自分ノ生レヌ已前カラ室ツテ居ル夫レ丈ケハ自分デ使フ^リガ出来ル自分ノ福ハ親デモ何デモ手ガ付ケラレヌ佛様ハ夫婦位イ仲ノヨヒ者ハ無ケレ^レ匠兩人並デ寝テ居テモ仲間デ夢ヲ見ル^リハ出来ヌ、又タ夫ノ病氣ニ代理ハ

【29オ】

勤マラス、ト仰セラレタ又タ妻ノ代リハ夫デ出来ズ男ハ男女ハ女各々別々女ト女トノ中ニモ代ル^リモ出来ヌ又タ親子デモ親ガ学者デモ子ガ馬鹿モアル饅頭ヲ分ケテ

ヤル様ナ又夕酒ヲ半分ヅ、呑ム様ナ調子ニハ參ラヌ何デ
モ其ノ道理デ親ハ貧乏デモ娘ハ自動車デ乗りアリクノ
モアル、馬鹿ナ説チガフ、マダノ隔間ノ近キノ云フト目
ト鼻ハト御隣ダガドチラモ代理ハ出来ヌ口チノ代リハ耳
デハ出来ヌ齒ノ代ガ舌テモ出来ズ足ノ代リガ手デ出来
ズ、サスレバ親ノ物トテモ子ガ自由ニハナラヌ 親ノ物
ヲ子ガ使ヒタホセバ兒モ同ジク貧乏セネバナラヌ、扁ガ

【29ウ】

親ノ物●^ハ兒ガ使ヘル様ナ氣ガスル、処ガ自業自得ノ道理
デソレガ出来ヌ夫婦兄弟ナレド一切皆福分ガ別々デ天
地間ノ道理デアアル、夫レヲ迷フテ居ツト知ラナイ故ニ出
来ヌ又処ニ無理ヲスル夫レガ此戒ノ罪人ダ佛ハ此ノ道理
ヲ悟ラセラレ一切衆生ヲシテ富貴ニ暮サセタヒトノ御
思召カラ此戒ヲ御説ナサレタノデアアル

鶴ノ足デ以テカモノ足ヲ補フハ出来ヌ

御経ノ中ニ或ル人ガ○二人ノ婦ヲ畜ヘテ居タ本妻ノ云フ
ニハ黒キ毛ハ○誠ニ見ニクイカラ抜キテクレト云フソコ
デ頭ノ○毛ヲクリノニ抜カレテシモウタ処ガ○妾ノ処ヘ行タ

【30オ】

処ガ○^{白イ毛}ガ見ニクイト云フ^{ソコデ白毛ヲ抜ケリノニ成タト云フ}
^{私ト夫婦デ居テ}○^{白黒両方抜イテ両方ノ婦人ノフリレテシモウタ}甲ガヨケレバ乙ガ悪イ乙ガ
ヨケレバ甲ガ悪イ兩人各々見方ガチガウ、親ノモノ
ヲ盗ムハ黒イ毛ヲ抜ク様ナモノデアアル皆ナ無理ヲスル
ノデアアル故ニ道理トシテ一切他人ノ物ハ如何トモナシ

難ヒ^{手造リテ無理ハ出来ヌ}○之レ天地ノ理デアアル白毛ヲ拔タリ黒毛ヲ拔タリ互

ニ毛ノ抜合ヒヨシテ居ル無理ノ仕合ヲスルノヲ犯戒ト
云ヒ迷ヒト云フノデアアル 次ニハ

第三不貪姪戒

男女ノ間ノ一ガ文明風西洋カブレト共ニ大分開ケテ来
タガ甚ダ之レハ面白クナイ男女ノ道ガ乱レルト天下ガ
【30ウ】
乱レル男女ノ間ニハ大ニ道ヲ守ラネバナラヌ餘程慎マ
ネバナラヌ、ソレデ時間無イカラ明日此一ヲ話シマシヨ
ウ

第五日午後

第三不貪姪戒（此時教授戒文誦誦セラル）

夫レデ大分難者スルカラ細キ話ハワヤツイテト^テモ出
来ヌデ大躰ヲ話シテ置ノデアアル、デ各自ニヨクノ思惟セ
ネバナラヌ、第三ニハ男女ノ道ヲ清浄ニセネバナラヌ
天下ノ乱レルノモ皆ナ此ノ男女ノ道カラ因ヲ失ツタ王
モアル此ノ事ニ付テ佛様ハ婦人ニ七通りアルヲオ説

【31オ】

ニ成タガ此ノ事ハ今日話シスル時間ガナイ、又タ三トル
トノ晩ニ話シヨスルヲニシヨウ
此男女ノ道ハ男モ女モ皆ナ氣ヲ付ケネバナラヌ、佛様ハ
男女共ニ七通りノ心得ヲ御説ニ成タ、女ガ此頃男ノ上ニ
男ヲ持ツ

女ヲ遊○トカ何トカ云フガ議會ニ出タソウダガ、然ルニ男
丈ハ幾人女ヲ持テモ好イ女丈ケハ一夫ト云フノハ甚ダ
女ハ割リガ悪イ、夫レテ男モ女モ同様ニ皆々守ラネバナ
ラヌ男女相互ニ守レバ家庭ガ善良ニ治マル夫レダカラ
男モ慎マネバナラヌ

【31ウ】

之レハ云ハナイデモヨキ様ニ思ハレルダロウガ仲々ソ
ウデナイ喩ヘ百万ノ敵ニ打ち勝ツトハ出来テモ此ノ女
欲男欲ニハ仲々勝テナイ、古今最モ難事デ彼々皆然リデ
アル此辺ノヲ微細ニ話スルガ出来ヌ故ヨクノ思惟セネバナ
ラヌ ソコテ高祖様ガ三輪清淨無所希望ト仰セラレ
タ三輪ハ身口意ノ三ツデ身ト口意ト此三乍ラ即チ身
心共ニ區別ナク清淨ナノデアアル只ツ男女等ノ假ノ形ニ迷フ
ノデアアル本トノ男女俱ニ無相デアアル、実相デアアル別
ヲスルハ迷タ上ノ考デ且ク因縁和合ノ假ニ依テ迷フノデア
アルガ、多ノ人ガ皆其ノ假和合ノ姿ニ迷フ其ノ假形ニ迷ハ

【32オ】

ネバ佛様モ同様デアアルカラ其ノヲ戒文ニ希望スル所
無シト仰セラレタ眞実ノ姿ハ男女デナイ假リヲ假リト
モ知ラズニ迷フガ夫レガワカラヌ 衆生ジヤ
昔シ一茶ト云人ガ有タ坐禪モスレバ又学問モアリ道德
モ高シ智慧モアリ若イ者ヲ教育シテ居タ処ガ其門弟ノ
中ノ男女ガ、オカシイ中ニナツタ処ガ親等ガ心配シテト

洞門における「説戒」について

ウシテモ都合ヨク参ラヌニ兩人承知セヌ故一茶先生ニ
説論ヲ願ヒニ来タ処ガ両ノ者ハ仲々聞キ入レヌトウノ
一週間教順シテヤツト男女共ニ得心シタ 其時ニ

人間ハ夢ト答ヘヨ 合点カ

【32ウ】

ト一茶先生ガ一句説ダ、誠ニ夢ダ好イタトカ、イヤダトカ
何ダカダ合点カ、夫レヲヨクノ合点セヌト駄目ダイヤ憎
ダ○愛ダト云テ親ヤ親類ニモ心配掛ケタガ皆心ヲシツメテ
考ヘテ御覽若イ時ハ若イト思フテ色々ナリヤル其中
二年ヲ重テ老テシマウ、若イ時ハ夢ダト云フニ気が付カ
ヌカラ男女ノ道ガ乱ル何モムツカシイヲモウガ高ガ夢
ダ其ノ夢ガ仲々サメヌ夫コガ仲々難儀デアアルガ捨テ置
クトハ出来ヌ三輪清ニヤラネバナラヌ男ハ男女ハ女ノ（清の下に淨の脱字）
道ヲ守ラニヤナラヌ殊ニ若イ人ニハ必用デアアル

第四不妄語戒

【33オ】

此レカラ第四番目ニウソフ云フナト云フ戒法此ノ口チヲ
輕ンジテハナラヌ、ウソモ方便ダナンテ云フハナラヌ
ウソフ云ヘバ口チノ徳ヲ損スル之レ位イノハハ分ル様ナ
モノ、仲々此ノヲガワカラムテ
此ノ辺デハドウカ知ラヌガウソバカリ云フ人ヲ千一ト
云フ千ニ一ツシカホシマノヲ云ハヌト云フダ全クウ
ソフ云ヘバ口チノ徳ヲ損スル

佛様ハ御経ノ中ニ妄語ヲ犯ス者ハ身分ノ底イ者ダト仰セラレタ、身分ノヒクイ者ハウソヨ云フ様ニ出来テ居ル夫レハ口チニ徳ノ無イ者身ノ徳ノ無イ者ガ婢賤ナ身分ニ

【33ウ】

成テ居ル身分ノヒクキ者ハ人ガ、アイテニセヌ、アナタ方ガウソヨ云ヘバ大變デアル処ガ下女下男ガ妄語シテモ罪ガ浅キ高ガ下女ノ云フヲト云フテ人ガ取り上ゲヌソレデ妄語ヲスレバ反对ニ妄語ヲスレバソレ丈自分ノ身分ヲ引キ下ゲルノデアル親タルモノ夫タル者妻タル者ウソヨ云ヘバ一切ノ身ニ過ガカ、ル、小僧ト私トデモソウダ小僧ガウソヨ云フテモ、アマリ大シタコハナイ私ガ一寸デモウソヨ云ヘバ大變デアル大人ガウソヨ云ヘハ其家ニハ災難ガ掛ル村デハ村長ガ妄語スレバ村ニ災難ガ掛ル村ノ内デモ車夫ヤ紙クツ拾ヒガ妄語ヲシテモ

【34オ】

村ノ災難ニハナラヌ又タ郡デハ郡長国デハ帝王日本ノ国ハ妄語ヲセヌガ朝鮮ヤ支那ハ国王ガ始終妄語スルモノダカラ国ガ滅ビテシモウタ、ソコデ此ノ寺ニ御受戒ニ附イテ御座ル衆ハ妄語ヲシテモ良イ人ハ一人モ居ラヌ災難ハ皆ナ此ノ口チカラ出ルノデ此ノ口チヲ眞直ニスレバ瓢箪^單カラ駒ガ出ル様ナアンバイニ口チカラ佛様ガ出ル一言一言ニ御尺迦様ガ御一鉢ツ、御出マシニナレバ反拘スル者ガ無キ

(災の誤記)

印度ニ央掘摩羅ト云フ盗人ガ有タ邪見ナ悪イ宗教ノ教ヲ聞テ千人ノ首ヲ数珠ニシテ首ビニ掛ケルト天国ニ生

【34ウ】

レルト教ヘラレテ毎日〳〵人ノ首ヲ取タ処ガ九百九十九人ノ首ヲ取テ第一千目ニハ満願ハ親ノ首デナケレバ願ガ成就セヌ依テ今カラ親ヲ殺スト云キニ有ル人ガ佛様ニ申シ上ゲタ処ガ佛様ガ今殺スト云フキニ央掘摩羅ノ処ヘ御越シニ成タ、彼レハ今将ニ刀ニ手ヲ掛ケ殺ソウトスル処デアルガ佛様ガ央掘摩羅ト名ヲ御呼ビニ成ルト彼レハ思ハズ刀ヲ地ニ投ジタト御経ニアル何故カト云フト佛様ハ無量永劫ガ間ダ此ノ眞語実語ノ口チノ徳ガ積ツテ居ル其ノ徳ニ依テ一言一句デモ善人ハ善ヲ増シ悪人^{ニハ}ガ悪ヲ止メシムル徳ガ竈テ居ル一体口チ上ノ話ハコレ丈デ

【35オ】

ハ無イ佛様ノ戒法ハマダ〳〵進デ高イ道ガアル 戒文ニ法輪本轉無刺無欠甘露一潤得眞得実也 ト
法華聖デモ一切藏聖モ皆又御念佛デモ陀羅尼デモ悉皆此ノ口チノ中ニアル処ガ此レガワカラヌ何故カト云フト平常此ノ口チデウソヨ云フテ居ルカラデアアル口チノ徳ガ円満ダト朝カラ晩迄ノ言葉ガ皆御聖ヤ陀羅尼ニ成テアルノデアアルガソレヲ自ラ御聖ニソムク様ニヒテ居ル
音声ヲ発スル之レガ皆実相デアアル弘法大師モ声事実相ト云フテ居ラレルソレヲ自ラ妄語デ汚シテ居ル何デモ

(字の誤記)

口チノ徳ハ染汚シテハナラヌ

【35ウ】

第五不酤酒戒

婦人ガ酒ヲ吞メバ道ヲクズス貞ヲ破ブル基トナル男ガ
酒ヲ飲メバ男ノ道ヲ乱ス理屈ヲ付テ酒ニ飲マレサヘセネ
バヨイト云フガ酔ハヌ酒ハナイ、一パイく、ガ本デ大変ナ
トニナル、基教デハ酒ヲ飲マヌト云ガ佛教デモ酒ヲ飲ム
ハ悪イデ成丈酒ハ飲マセヌ様ニセネバナラヌ、酒ヲ吞マ
サムト云テモ時ニ依テソウモイラヌガソレニ付テコ
ウ云フ話ガアル、箱根ノ向カフニ「ミクリヤ」ト云処ニ庄屋殿
ガ有タ其ノ人ガ一代ノ間タ妻ノ云フ通りニシタ妻ハ又
タイツモ半分酒ヲ飲マス用ノ無イ時ハ一本丈ケ飲マス

【36オ】

用ノアルキハ半本ト云フ羊ナ風デアンバイデ妻ノスル
通りデ有ツタ、其人ガ最后ニ今ハ死ヌト云フ場合ニ一本
飲マセロウト云フタ処ガ少々妻ガ持テ来タ夫レヲ飲デ
シマウテ 辭世ヲ書タ

一生の我が楽しみも今日限り

さらば命も今世と尔積り

トコウ云風ナ酒ノ飲ミ方デイツモナイトコ積リナラバ
宜イガ大底●ウハ行カヌ故ニ飲メバ悪イ 一轉ノ高ク
シテ申セバ人ニ悪ル智慧ヲ付ケルガ悪ヒト云フノガ此ノ
不酤酒デ此ノ迷ノ酒ヲ飲セル之レハ男ニモ女ニモアル

【36ウ】

ガ妻ガ夫ニ悪智慧ヲカフタ話シガアル
ソレハ彼ノ豊前ノ国ニ耶馬溪ト云フ処ガアル五六年前
ニ岸澤ヲ伴レテ行キマシタガ其ノ名所ノ一ツニ羅漢寺
ト云ガアル夫レ迄ニハ谷川ヲ十何ケ通ラネバナラヌ
其ノ寺ヘ二百年ヨリ前ニ參詣道ヲ(トシネル)付ケタ人ガ
アル其ノ事業ヲ果シタ人ガ越後ノ士族デ若イ時二人ヲ
殺シテ木曾ノ山奥ヘ隠レテ居タ処日暮シ或ル人家ニ一
夜ヲ乞フタ処ガ娘ガ一人有ラトウく、養子ト成タ、シカル
ニ其家ハドロボウデアル、毎日山盜ニ出ルノデ或ル日盗
中ニ身分ノ善イ婦人ヲ死シ一切ノ衣類金銀ヲサラツテ

【37オ】

飯タ処ガ其ノ妻ガ大変ナ悪人デ夫ニ向テ云フニハ此レ
丈ケノ衣類ナレバ頭ノ道具モ又頭ノ毛サ善カツタデア
ラウ一切取テクレバ錢エ成ルノニ(ソシナマヌケタ山盜ガアルモノカ
テ、コンナ女ト長クハソヘヌト大ニ悔悟シ九州ヘ下テ出
家シ件ノ事業ヲトゲ大ニ懺悔ヲシ山ノ周違ニ(右ノ)五百羅漢
ヲ建立シタ、上ヘ知レテ罪モユルサレタ(云云)
此ノ妻ノ羊ニ無明ノ毒酒ヲ夫ニ飲マシテハイカヌ
故ニ戒文ニハ

未将来莫教侵正是大明也

自身ノ智慧ノ鏡ニ曇リヲ掛ケヌ様ニセネバナラヌ智慧

【37ウ】

(罫の誤記)

(殺の誤記)

ニ曇リガ掛ルト●然二人ニ毒酒ヲ酤ルノデア、又夕御未ノ酒モ成ル丈ケ飲マヌ羊ニスルガヨイ之レガ容易ニハ改復ガ出来ヌ困ツタモノデア、御相互ニ嫌悪ヲシテ身ヲクヅサヌ羊ニセネバナラヌ

戒法之大意（登壇心得）

戒法ト云フハ別ノ「デ無イ是ハ元ト心ノ「デ平常御互ニ皆其ノ場限りノ出来心チヨド七面鳥ノ様ナ物ダガ其ノ心ロノ変ラヌ直心之レヲ本心ト云フ此ノ正直心ハ不変デ清浄デア、ソレダカラ一切ノ戒ヲ犯サヌ処ガ其ノ正眞ノ心ニ染汚ガ付クト妄語ヲ犯シ瞋ヲ起シチガフ

【38オ】

ニ成ル全ク狂気セネバ戒法ハ犯セヌ管ノモノデア、ル心ガ狂フタ中ニ殺生ヤ偷盜ヲヤル、心サヘクヅレネバ都テノ戒法ハ犯サレナイ心ガクルヘバ自分ヲホメテ他人ヲソシル又シワソボウニモ成ル心サヘ正直デアレバ自分丈ヲ大事ニシテ他人ハドウデモヨヒト云心ハ起ラヌ故ニ戒法ハ皆様ノ本心、本性、直心、真正ナル心ノ話ヲスルノデア、ソレデ戒法ヲ受ケルノハ邪心ヲ除キ本ノ本心性ニ立チ皈ルト云フナノデ戒法ハ自分ノ心ヲ狂ハセヌ為メ直心ニ安住スル「ノ出来ルノガ戒法デアリマス、心ヲ一ツクルワセルト直ニ地獄ヘハイルノデアリマス何

【38ウ】

デ○極楽ヘ行くニハ心ガクルウテ居テハ行カレヌ直心即

チ佛ケ心デ無ケネバ極楽参リハ出来ヌ

ソコデ戒法ハ本来自分「ニ持ツテ居テモ御●受戒デ説戒ヲ聞カヌト出テ来ナイ、チヨウド燐寸ノ中ニ火ハアルガ摺ラネバ出ヌ皆様ハチツチノ様ナ物デ七日間コウシテ摺ルトダン「アツク成テ来テ終ニ本性ノ火ガ出ルソコデ大分熱ウ成タカラ今晚ハ戒法ヲ授ケル授ケル中ニ私ガ南無皈依佛ト云タラ皆ナガ一置ニ南無皈依佛ト云フ此ノ「ハ凡夫ノ（狂気ノ）自分ノ言葉デ無イ（直心）佛様ノ御言葉デア、ル又タ能持否ト云フノダガ其ノ「ニ皆ナ一

【39オ】

処ニ直心ロコメテ能ク持ツト云フ此レヲ能ク持タネバ心ロノ狂フテ居ルノダカラ地獄ヘ落ル夫レデ皆ナ様ガシツカリト能ク持ツロ云ハネバナラヌ、ソコデ十六條戒ガ充分ニ顕ハレタラ佛様ニ成ルノデア、ル能ク持ツト云フ「ノ一念ノ直心ガ佛心デ之レガ生々々々相續スルノガ佛様デア、ル皆ナ様ハ此レヲ時々思ヒ出シタリ忘テタリ思出シタリ忘レタリシテ思ヒ出シタ「ハ佛ケ心口忘レタ「ハ凡夫漸々忘レル「ガ少クナラネバナラヌソレデ今晚ハ何デモ力「一パイ能持ト云フソレハ戒法ヲ能ク持チマス、ト云フ「デア、ル誓ヒデア、ル一ペンニ皆ナ

【39ウ】

発願シテ漸々ニ修行スルノデア、ルガ此ノ誓願ハ世々生々ノタカラデ此ノ身ハ焼ケバ灰デア、ルガ此ノ能持ト誓タ戒

法ノ徳ハ尽未^末○際失ハヌ瓔珞経ノ中ニ心無尽戒亦無尽ト之レガ戒法ノ徳デアル法華聖ノ壽量品ノ自我得佛來所経諸劫數無量百千万億載阿僧祇等ノ常住法身モ即チ御受戒ノ大精神ヲ自我偈ニ説キ現ハシタモノデ生レテモ死ムデモ尽キナイノデアリマス之レヲ戒牒成就ト云フノデ皆様ニムツカシイ^一ハワカラムデソウ心得レバヨロシイ御受戒ノ徳ハ一ペン受クレバ死ムデモ尽キヌモノダト覚エテ置クノデスゾ

【40オ】

ソレカラ血脈ヲ受ケルノハ皆ナ様ノ腹ノ中へ佛様ガハイルノデアル、説戒デモソウデ一席^一ニ私ノ心ガ、アナタ方ノ腹ノ中へハイルノデハイラネハワカル物デナイ丸デ無線電信ノ様ナモノジャ夫レト同ジ^一デ南無皈依佛能ク持ツト云フ^一佛様ガ皆様ノ腹ノ中へハイル皆ナ様ノ心ハ离レ^一デ善カツタリ悪ルカツタリスルガ受戒ノ^一皆様ノ心ガ又タ佛様ノ腹ノ中へ宿ルソレ故ニ佛様ト皆様ト一枚ニナルソウ成ツテ初メテ血脈ヲ授カル戒法ガ傳ハツタト云フノデアアルガ御受戒ノ傳ハツタ形チガ無イカラ紙ニ書タモノヲ授与スル夫レガ佛ノ大御心

【40ウ】

ト吾等ト万侶和尚様ハ其ノ^一ヲ御説キナサレタ、御血脈ヲ受戒デ授カルノハ「ツギ木」ノ様ナ物デ何デモソウデ桑デモソウデアアル佛様ノ桑ノ枝ヲ皆様ニツグノデアアルソウ

洞門における「説戒」について

スレバ皆様カラ佛桑ノ芽ガ出ル月舟様ハコ、ノ道理ヲ生佛混然^{トシテ}無外刹那前後自^ラ円成ト御セラレタ、ソレデ皆様ガムツカシイ^一ヲ知ラズトモ私ノ云フ通りニシテ居レバ枝ガツガレル各々自マ、ヲスレバ、ツギ木ガ損ズル御血脈ノ有リ難ヒ^一ハ、三嶋在ニ西有禪師様ガ五十位ノ時ダガ如来寺へ戒師様ニ来ラレタ如来寺ノ檀家ニ銀藏ト云フ人ガアツタ其ノ銀藏ガ「チヨキ」ヲ患テ永ラク臥

【41オ】

テ居タ処ガ長ノ病人デ随分龜末ニアツカッタモノト見ヘ銀藏ガ愚痴ヲ云フテ娘等夫婦ニ責様[○]ニ逆^退セラレタノハ死デモ忘レヌゾト毎日ノ様ニ云フノデドレ丈詫ビテモ愚痴ヲ云フテ聞キ入レヌソレカラ銀藏ガ死ンデ葬式ノ時ニ御供物ガ血ニ染マツタ不思議ダト云フノデ換ヘタガ又タ血ニ染マル何辺モ其ノ通りデ夫婦ハ心配シテ色々ト御祈祷ヤ法華ヲ勤メタガ若夫婦ハ心配シテ病氣ト成タ何トシテモ病氣ガ全快セヌ其時ニ西有禪師ガ戒師様デ来ラレテ御願ヒニ来タ禪師様ガ仰シヤルニハ汝等ヨリ懺悔スルガヨイ、爺父ニハ、オレガ詫ヒ云フテヤルト

【41ウ】

仰セラレ因縁脈ヲ造リ手紙ヲ書イテ授ケラレ夫婦ハ戴テ血脈ト手紙ヲ墓ノ中へ埋メテ皈タ所ガ御供物ガマツッ^ロニ成テ居タ皆之血脈ノ功德デアル、私ガ西有禪師様ニ此^一ヲ聞タキニ如何ナ^一ヲ手紙ニ御書キニナリマシタト

尋ネタラ若夫婦モ懺悔シタカラモウ大ガイシテ置ケト
書イテヤツタ（云云）ト 如来寺へ先年行テ其ノヲハ八十
餘ノ老人ニモ聞タ 御血脈モ有リガタイガ第一ニ皆様
ノ心ガ直ラネバナラヌ

夫レカラ今晩ノ御受戒ニ能ク持ツト云フキニ云フコト
云フガ能ク持テナイガドウスル内へ皈テモ嫁ナドニソ

【42オ】

ンコトデヨウ持テルダロウト云ハレタラドウスル困ルダ
ロウ、ソノコトハ持ツコトハ私トテモ完全ニハ持テナイガ
持テヌコトヲ能持ト云フノハ^{ウソ云フデハ無イ}頓誓漸修ト云フコトダ今晩受

ケテ置テ尽未來際此ノ戒ノ完全ニ持テル様ニケイコス
ルノ DEAL、今日受ケテ今日カラ佛ノ通りニ持テルモノ
デナイ各自ノ分相應精一パイ出来ル丈ケ持ツ之ヲ随分
戒漸修ト云フ出来ナイコトヲ、佛様ニウソコト云フノデナイ
頓誓スルノ DEAL 譬へバ第三不貪婬戒ヲ娼妓ニデ
モ授ケル夜分持テネバ昼丈デモ持ツ此ノコトヲ佛様ニモ
問フタ人ガアルガ出来ル丈持ツノ DEAL 佛様ニナレバ

【42ウ】

イザ知ラスス凡夫ノ身デ充分ニ持戒ガ出来ルモノデナイ
心配スルニ及バナヌ故分^{相繼}出来ル丈ケ漸修スル不殺生戒
ヲ持テバ蚕ヲカフコトガ出来ヌト云タラドウスル昼ハ殺
生スル夜丈ケハ持ツ休ム間^タ丈デモ持ツ、又タ蚕丈ハ止ムヲ
得ヌガ其ノ外ノ物^{ハ一切}殺生セヌ様氣ヲ付ケル、此ノ用宗へ

行クト漁師バカリダガ殺生戒ヲ保ツト喰フコトガ出来ヌ
漁師ハ海ノ殺生ハ止ム得ズルガ山ノ殺生ハ慎ム夫レ
モドウシテ^モ出来ヌト云フ止ムヲ得ヌ人ハ一ヶ月一日丈ケ
デモ一時間デモ一分間デモ持テヨト佛ケモ仰セラレタ
之レガ漸修ノ法 DEAL、ソレデ心配ハイラヌカラ一心ニ

【43オ】

御受ケラレテ明日カラハ慈悲心ヲ起シテ一切ノコトヲ行
フ慈悲サヘアレバ一切ノ戒法ハ破レヌ様ニダンク出来
テクルノ DEAL 已上申シタコトハ大切ナコトデアルカラ能
ク兼知シテ御誓ヒヨスルノ DEAL 其ノ頓誓スル心ハ佛
トカワラヌ心 DEAL カラ戒壇ノ上へ上ルボンヤリシテ
居テハダメダ佛様ト同座スル勿タイナイコトデナイカ、ソ
レハ能持ト云フソレ^ガ●御釈迦様ト一ツ心^ダカラ其レヲ私
等ガ拜ムノ DEAL 誠ニ尊イコトデアル此ノ檀上ノ心ハ佛
様ト寸毫チガワヌ佛心トハ此ノ時ダト思テ吾レ乍ラ果
報者ダト喜バナネバナラヌ其ノキニ私等ガ衆生佛ヲ受ク

【43ウ】

レバ即チ諸佛ノ位ニ入ル位イ大覚ニ同ウシオハル真トニ
之レ諸佛ノミ子也ト唱ヘテ拜ムノ DEAL 其ノ時ノ心ヲ
一生忘レナイ様ニセラル、ガヨロシイ

第六日午后説戒

第六不説過戒

偈テモウ説戒モ終リデアアルカラヨク聞カネバナリマセ

又昨日ハ不殺生カラ不酤酒迄五ヶ条ノ戒法今日モ之レ
 カラ五ヶ条アリマス、昨日ハ、サワガシユウテ充分ニ話ガ
 出来ナンダガ戒法ト云モノハ心ノ「クルワナイ」時ノ心ノ
 一ヲ戒法ト云フノデアル、改ハイマシメル、ト云テ心ノ乱

【44オ】

レヲ、鎮ルノガ戒法デアル、本心其ノ俣ノ心ヲ戒ト云フ、戒
 ヲ破ルナト云フ一ハ本心ヲ失フ一ハナラヌト云フ一デ
 小供ニ邪魔サレテ肝心ノ話ヲ聞テ置ナケレバ損タ、人間
 ガ心ノ眞直ナキハ馬鹿ナ酒ハ飲マヌソレ故ニ酒ト云フ
 ノガ乱レタ時ノ一デアル殊ニ酒ト云フ一モ窮屈ナモノ
 デハナイガ考ヘ違ヘテハナイカヌ又夕佛教者ガ殺生戒ヲ
 持テバトテ国家ノ一大事ニ戦争ガ出来ヌワケデハナイ
 又夕佛法ノ一ハ御聖ガ七千卷アルガ皆ナ御互ノ心ノ一
 ヲ説タモノデアル

才六番目ニハ人ノ悪ヲ発キ口チニスルモノデハナイ云一

【44ウ】

テ論語ニモ親ハ子ノ為ニカクシ子ハ親ノ為ニカクス、云云云
 ト其ノ中ニ自ラ眞直ナ光明カアル、夫レヲ、へ理屈ヲ云フ
 者モアルガソレハイカヌ、其ノ証拠ニハ悪ル口チヲ云フキ
 ニハ大キイ声デハ云ヘマセヌガ云云云ト云デナイカ悪イ一
 ヲ兼知シテ居乍ラ、シヤベルノデ之レハイカヌ一ヲジャ昔
 シノ人ハ悪口ヲ注意シテ御座ル何モ人ノトガラ、カクレ
 タトテ罪人ヲ造ルニ限ラヌノデ私ハアル新聞記者ニコ

洞門における「説戒」について

ウ云フ話ヲ聞タ、大新聞記者ニ出世シタモノハナイ云云云
 ト新聞記者ハ悪ル口チヲ云フノガ商買デナイガ、イヤ今
 ノ何々大臣ハ小児ノ時ハ乞士坊主ダツタトカ何トカ、カ

【45オ】

トカ、何モ立派ナ御嫁デモ小児ノ時ハ寝小便コイナ、ナン
 テ人ノ一ヲ云ヘバ誰彼レ無シニ皆ナ幾分ハアル夫レヲ
 新聞屋ハ丸デ悪ル口チヲ商買ノ様ナ氣ニ成テ居ル、日本デ
 モ明治已来新聞記者ニ相当ノ地位ヲ得タモノハ無イ皆
 ナ悪イ一ダト知り乍ラ悪ル口チヲ云フノデアル又夕悪イ一
 ヲスル当人モ悪ヒト知り乍ラ犯スノデアリカラ夫ヲ故
 ラニ発クト云フノハ誠ニ罪ナ仕打テアル、又夕有ルキニ
 ハ裏面カラ注意ヲシテヤルノハ、慈悲ノ餘リ出ル一ナラ
 レサリツカヘハ無イ

天ハ高ヒガ底イト云フ徳ヲ欠テ居ル、地ト萬物ヲ載ル徳

【45ウ】

ハアルガ高イト云徳ガ欠ケテ居ル婦人ハ男ノ徳ハ欠ケ
 テ居ル男子ハ女ノ徳ヲ欠テ居ル宗教家ハ商法ノ徳ヲ欠
 テ居ル皆様ハ家業ノ一ハヨク知テ居ル宗教ノ一ハ欠ケ
 テ居ル若キモ老モ婆様ニモ嫁様ニモ皆ナ欠点ハアルウノ
 デ特長モ亦アル夫レヲ故ラ悪ル口チ比難スルノハ罪惡デ
 アル又心ガクルウテ居ルノデアリマス
 此レ丈ケデナイ、マダくく深イくく意味モアルガ今ハ之レ丈
 ケニシテ、ムツカシイ一ハ云ハナイ

第七不自讚毀他戒

吾ノ中ハ何デモ人ヲ誇リテ自分ヲ驕ルモノデハ無イ、上

【46オ】

モ下モ限りガ無イ故ニ自讚毀他ハ道ニ叶ハヌ天地ノ道理ニソムク殊ニ心得ルヲハ佛法信者ノ中ニ自分ノ宗旨ヲ讚メテ他宗ヲ毀ルヲハ甚ダ道ニソムクノデアル、私トテモ坐禪ノ道ヲ讚メテ、キバツテ見タイイガ夫レハ道デナイ其ノ辺ノヲ謹マネハナラヌ昔シ日蓮上人ハ四ヶ格言ト云フヲ云ハレタガ其ノ眞似シテ今日念佛無間ヲ云テ見タ処ガ外ノ宗旨ハ迷惑ダソソナ云ヒ方ナラ私共モ云ヒ方ガアル御尺迦様カラ迦葉様ト云風ニツウト伝ハツテ来タノデ天竺カラ来タ眞実ノ宗旨デアル外ノ宗旨ハ支那ヤ日本デ開イタ宗旨デアル、ダガ高祖兼陽大師様ノ

【46ウ】

眼藏ノ弁道話ニ教ノ殊劣ヲ討論セズ又淺深ヲエラバズ只ダ〳〵修行ノ眞偽ヲ知ルベシト仰セラレタ之レハ実ニマチガイノ無イ法デ只タ〳〵信心ガ邪ンデナイカ又タ日日ノ行者ハドウカヲ知ラネバナラヌ日日ノ行ヒガ眞実デ無ケネバドレ丈高尚ナ道ヲ説テモ駄目タ草華山川ニ引カレテ佛道ニ流入スルノモ自分ノ心ガ澄ミ清キキハ山水モ草花モ皆ナ佛道ヲ明メル手本トナル佛様ハ金杖ノ如シテト仰セラレ宗旨ガ八宗有テモ十宗有テモ皆ナ金ノ杖ノ折レタ様ナモノデアルト仰セラレタ

私ハ人ニ先祖傳^来〇ノ宗旨ヲ改フル〇^ニ及バナト云フテ進メル

【47オ】

各宗共ニ自分〳〵ノ先祖伝来ノ宗旨ヲ守ルガヨイ何モ、ナタ方ガ宗旨換ヘスル程ノ智慧ハアリヤシナイ、夫レハ宗旨ガキラキデナクシテ御寺ノ坊主ガ氣ニ入ラヌ丈ケノヲデアル三河尾辺デハ南無阿弥陀佛デナケニヤ助カレヌト云フテ進メル者ガアル、シ、又タ鎌倉辺デハ南無妙法蓮華經ト云フ風デアル之レモ日蓮上人ノ心ハ又タ、ワケノアルヲダガ之ハヌキニシテ、トニカク自分ノ宗旨ヲ換ヘルニハ及バナヲタ

八家九宗どれをどれ俱皆是の色

柳葉緑 花葉紅

【47ウ】

イヤ又タ春ハ櫻ト限ルト云テ威張タラ、イヤ梅香ハナイ又上ニ桜花ノ美ハナイ一切皆之レ宗旨ナノデアルソレニ自分ノ宗旨ニヒイキヲスルノデアル

宗論や互尔角のはやしやい

昨年秋季呉ヘ布教ニ参リマシタ処ガ安藝門人ト云フ処ダカラ参詣人ハ皆ナ眞宗ノ者バカリデ毎日〳〵質問ニクルヤラ議命ニクルヤラ誠ニサワガシイヲデ私ガナア禅宗ノ者ハ極楽往生ガサセラレヌト云フタラ極楽ヘイツテ阿弥陀様ヲ打テヤルト云フタ、何デモ自分ノ宗旨引氣ガシタイノデ色シナヲ云フテ自分ノ宗旨ヲホメル

【48オ】

此ノ様ナ_レテ佛法ノ_レ道_レ我慢勝他ノ見ヲ出シテ角ヲ立
 テ合フノハ悪イ、マシテ其ノ他ノ_レテ自讃毀他シテハイカ
 ヲト云フ戒デアル、夫レヲ御聖ノ中ニ法華聖ハ妙法デア
 ル経王デアアルナンド云フ_レガ法花ニハ書イテアル又タ
 浄土ノ経ニハ他ノ経文ガ末世ニハ亡ビテモ此ノ聖ハ末
 世ノ一番末迄デ残ル末代相應ノ教ダト書テアル、ソウ云
 フ風デ両方ガ全ク反对ニナツテ居ル又タ観音聖ヲ誑ト
 地藏様デナケレバナラヌ様ニ書テアル、ドノ御経デモ皆
 ナ此ノ通りデアアルガ、コ、ガ御釋迦如来ノ腹ノ大イ処デ

【48ウ】

殊ニ有難イノデ地藏聖ヲ説ク中ニ観音デハ助カラムト
 云_レハ少シモ云フテナイ又タ弥陀聖デハ阿弥陀様ヲ讃
 歎シテ他ノ薬師様等ヲソシツテ無イ法花ニハ自我得佛
 来ト云フテ他ノ佛ヲソシツテ無イ佛様ハコウシタモノ
 デ讃歎シテ夫レデ比較シテ他ヲソシツタ御聖ハ無イ之
 レガ不自讃毀他戒デアアル経文ト云フ経文ハ此ノ不自讃
 毀他デ出来上ツテ居ル各自ノ宗旨通りデ宜シイカラ他
 ナイ他ヲソシルハ私見デモ悪ルイ

第八不慳法財戒

【49オ】

第八ニハ施シヲセヨ施ヲスルノガ人間ノ道デアアル施サ
 ネハ世ノ中ニ生キテ居ラレナイノデアアル、誰レモ皆ナ此

ノ身ハ先祖ノ施シニ依テ立チ行クノデ此ノ躰ダハ親ヨ

リ全身ヲ施サレテ居ルノデ、米ヲ持テ生テタモノモナケ
 レバ小使ヒ銭ヲ持參シテ来タモノモ無イ、赤ン坊ガ親類
 カラ御布施ヲモラフヤラ赤カラ^{両親}赤飯ヲ蒸シテモラフヤ
 ラ其ノ外一切ハ御施物ノカタマリデ此ノ全身ガ出来テ
 居ル七ツ八ツニナレバ学校デ学問ヲ施シテモラフ財モ智
 恵モ皆ナ施シノ集マツタモノデ互ニ財法ハ施シ合ヒニ
 成テ居ルノデアアル、大タイ天地間ノ道理ガソウアルノデ

【49ウ】

動物ト植物ト互ニ施シ合フノデ、タンソトチツソト互ニ
 施シ合ハナケレバ両方ガタチ行カヌ ソコデ
 凡ソ人間トシテ施シヲ受ケヌト云フ_レハ出来ヌ故ニ施
 モ亦必ズセネバナラヌ、オシムモノデハナイ、又タ施ヲシ
 タ位イ氣持ノ好イ_レハ無イ実ニ喜バシイモノデアアル
 人力引キニ五錢ヤ三錢コギル先生ガ酒ツギ女位ニ^二五十
 錢モ一円モヤル馬鹿者モアル、何モ人力車夫位イ^ニ云フ通
 リ与ヘテヨイト思フ^(若シオシケレバ乗ラズニ置ケバヨイ)若シ偽リテ沢山取レバ^{御本人ガソ}
 レ丈徳ヲ損ズル迄デダ私ハ何デモコギラナイ、コンナ_レ
 位イハ心ノ持チ様デヨク出来ル

【50オ】

私ノ親戚ノ者ニ少々食ヒ物ヲ持ツテ居ル者ガアルノデ
 私ガ進メテ施シヲ致サセ、年末ニ餅米ノ無イ様ナ者ニ五
 疋デモ三疋デモ施スガヨヒト云フテ聞シテカラ始メ頃

ハ○内ガブンく云フテ私ヲ不足ニ思フ様ナ向キガ有タソ
 ウダガ二年三年モ実行シテ見テモ何ニモ年末ニ不自由
 ガナイ今デハ夫レヲセネバ家中内氣持ガ悪イ位デアル
 ト云フテ居ル、何モ村内ニ貧民ガ有ルト云テ郡役所ヤ縣
 廳ノ厄介ニナラナクツテモ、米ノ五表ヤ十表少ニ有ル者
 デ○何デモナイ年首ニ一パイ飲ミ過ギタト思ヘバ何ノ一
 ハ無イ酒位イ飲ムタ所デ誰一人喜ブモノハナイ迷惑ス

【50ウ】

ル者コソアレ誰レモホメヤシナイ、夫レヨリ八年越米ノ
 五舛モ貧乏人ニ施シテ御覽ナサイ、影ゲカラ拜ガムデ居
 ル長生キシタ所デ七十カ八十ダモノ夫レニコンナモノ
 (肉躰ノ一) ヲ可愛ガツタ所デ何ニモナラス、利害得失ヨヨ
 クく弁別スレバ施シセズニハ居ラレナイ筈ノモノダ
 仁徳天皇様モ三年間モ人民ニ御布施遊バシタガ 仁徳
 天皇ニハ及バズトモセメテハ各々デ出来ル丈ケハ人ニ
 施シタイト思フテ施シヨスルノガ、之レガ大和魂ト云フ
 モノデアリマス

第九不瞋恚戒

【51オ】

此レカラ腹ヲ立テルナト云フデ、私ハ小児ノキ大変ナ「カ
 シンシヤク」持チテ、赤ン坊ノ時分ニデモ手足ヨビりくフル
 ウテナイタゾウデ、母親ガ私ノカンシヤクヲ大變心配シ
 テ直ル様ニト云フノデ魚肉ヲ断ツテ佛様ニ頼ムデ下サレ

(俵の誤記)

タソウデ、夫レガ為メニ母ハ非常ニ苦勞ヲシテ、私ガ七ツ
 ノ時母ガ死ナレタ母ノ遺言デ彼レハ、カンシヤク持チ故
 唯ダデハスマヌ故ニ出家サセテクレト夫レテ出家スル一
 ニ成タ、親ト云フモノハ夫レ位イ私ノ心ノ一カラ成リ行
 キ迄デ心配シテ下サウタ、其ノ一ヲ娣ナンドニ聞テ見ル
 ト、ドウモカンシヤクハ起サレヌ様ニ成テシマウタ

【51ウ】

カ●カンシヤクヲ起セバ、家中内デモ敵ノ様ニ成テシマウ
 故腹ヲ立テ、ハ悪イ、一体腹ヲ立テルト云フハ皆ナ自分
 カラ拵ヘルノデ考ヘテ御覽向フカラ起サセルノデハナ
 イ、私ガ、カンスジヲ立テル物ダカラ向フモ又タ立テルノ
 デ、十ノ中九ツ迄ハコチラガ立テサセルノデアリマス、此
 ノ一ハ 俵語ニ

ツントスネレバ、スネツテカヘス泣モ笑フモ吾レ次
 第、(マコト)ホンニオマイハ鏡ノ影ヨ

犬ガ川ノ中ニ犬ガ居ルト居テ橋ノ上デワンく云テ居ル
 処ガ腹ヲ立テルキハ大底ハ、^ソカンナモノデス

【52オ】

聖中ニ万法過ナシトアル、何モ泣モ笑モ吾レ次第デマチ
 ガイノ無イ話デアル、唯ダ心ロノ持チ様次第アルカラ向
 フガ悪イノデハナイ、此ノ道理ヲ悟ラネバナリマセヌ
 此ノ不瞋恚戒ハ近クハ自分ノ身ヲ守護シ、又タ家内和合ス
 ル戒法デアルカラ、ニコく笑テ暮サネバナラス

西有禪師様ハ家内安全ノ妙陀羅尼ト云テ

オンニコく腹ヲ立チマイゾヤソワカ ト仰セラレ
タ_レガアル、歴史ヤ其外力甚深ナ道理モ沢山話シタイガ
マア之レヲオク、

第十不謗三寶戒

【52ウ】

御受戒ニ付テ御座ル各々デ三宝ヲソシル方ハアルマイ
之レモ深い意味ヤ話ス_レハ沢山アルガ、之レテ止メマシ
ヤウ

以上説戒十六條終リ

大正三年四月七日朝課罷滿戒之日

受戒功德ニ付テ

扱テドナタモ御受戒ハ之レデ満足致シマシタ道ノ悪イ
ノニ御皈リニ成ルノハ氣ノ毒デアリマスガ、ドウ_モ○シヨウ
ガアリマセヌ、今日ニ成テ御話シスル_レモ無イ様ナモノ
ダガ御受戒ノ功德ニ付テ少シ斗リ御話シマス

【53オ】

御尺迦様ノ御在世ニ醉婆門ト云フガ有タガ有ル_レ大変（婆の下に羅の脱字）
酒ニ酔テ佛様ノ処へ来テ出家サセテクレト云フタ、ソコ
デ佛様ガ阿難ニ命シテ剃髮シ戒ヲ授ケテ袈裟ヲ掛サセタ
処ガ舍利弗ヤ阿難尊者ハ此婆羅門_ニ頭ヲナグラレタ_レ
ガアルグライデ誠ニ邪見ナ者デアルソコデ舍利弗ガ室
ニ入テ觀ジテ見ルト万年億年ノ末ニモ出家スル因縁ガ

ナイ前ニモナイ故ニ佛様ニ何故是者ヲ出家ヲ御容シ

ニ成タカト問テ見ルト此ノ者ハ出家ノ因縁ガ無い今マ
酒ニ酔テ微心ヲ起シタ、一ペンコウシテ置ケバ之レガ因
縁ニ成テ後ニハ出家シ又タ解脱ノキモアル（云云）ト仰セ

【53ウ】

ラレタ、醉婆羅門ハ酒ニ酔タマギレニ得度ヲシタガ醉ガ
サメタラ頭ガ剃テアル又タ袈裟ヲ掛テ居ル、ソレデ驚テ_ニ
ゲテシマウタ、酒ノ勢ヒデ一寸ト頭ヲ剃テモ此ノ通り有
リ難ヒ因縁トナル、マシテ此ノ通り信心ヲ起シテ受戒シ
タナラバ此ノ功德ハ未來際尽キヌ_レデ_{アルソレデ}○此ノ後チハ掃除
ガ肝心デ朝モ晩モ念ヲ入レテ掃除セネバナラヌ、私トテ
モ掃除ヲ怠タレバ塵ガタマル、然ラバドウシテ拂フカト
云ヘバ朝夕佛前デ礼拝スル、其ノ拜ミ方ハ我昔所造ヲ唱
ヘル皈依佛皈_依法ナンド称ヘテ充分掃除スル_レデアリマ
ス、之レカラ内へ皈レバ直ニ手ニモ足ニモ目ニモ塵ガ付

【54オ】

クノデ懺悔文三皈ノ文ヲ唱ヘルノガ清淨ニスルノデ
清淨ナノガ御受戒ノ精神デ之ノ清淨ヲ日日掃除シテ保
護セネバナラヌ其ノ清淨ナ手足ヲ_以●テ終日治生産業ノ
修行ヲスル、ソウシテ夜モ亦懺悔三皈ヲ唱ヘル、又タ床ニ
就クニモ懺悔三皈ヲ唱ヘルソウスレバ悪い夢ヲ見ヌ其
ノ筈デ清淨ノ佛様トカハラヌ身ニ成テ卧ル、朝モ亦其ノ
通り毎日くコウ云風ニヤツテ居レバ、イツ何時無常ノ風

（家の誤記か？）

ガ吹テモサシツカヘハ無イ、法然上人ハ「南無阿弥ト十声
唱ヘテマドロマム永キネムリトナリモコスレ」ト仰セ
ラレタ之レガ僧那法ト云フノデ之レハ着鎧法デ何時如

【54ウ】

何ナル非常ガ有テモ大丈夫ナ鎧ヲ著ル様ナモノデ大切
ナ₁デアル、此ノ掃除法ヲ油断ナク忘レテハナリマセヌ
雑喩譬_ノ中ニ先帝ヲ殺シテ王位ニ就タ人ガ有タ、有ル
羅漢様ガ定力ヲ以テ見玉フニ王ハ二週間ニ死シテ地獄
ヘ落ル₁ガ知レタ、依テ王ノ之ニ別テ其₁ヲ申シ上₁ゲ
南無佛ヲ唱サセ玉ヘト進メタ、所ガ王ハ其ノ通り昼夜三
飯ヲ唱ヘテ二週間ノ後命終レタソウシテ閻魔様ノ所ヘ
別テ三飯文ヲ唱ヘタ、所ガ自分モ亦地獄ノ罪人モ皆ナ地
獄ノ苦ヲノガレテ天上界ニ生レタト云₁ガアル、之レ皆
ナ三飯戒ノ尊重ナ所以デアリマス飯依三宝ノ中ニ一切

【55オ】

ノ三宝ガ籠ツテ居ルノデ、之レヨリ廣大ナ₁ハアリマセ
ヌ、佛様ガ出世遊バシタ御本懐ハ三飯文ヲ称ヘ_サセル為メ
デアリマス善シモ悪シモ一切処三飯ノ一テンバリ
デヨロシイ、如何ナル災難ガ来テモ又タドシナ幸福ガ来
テモ一チバン終リハ死ヌノデアリマス、何モ小サイ心ヲ以
テ居テハイカヌ受戒ハ今ノ身デ今世後_世○ヲ安全ニスル道
デアルカラ心ヲ清ク家業ヲ励ムガ宜シイ親ニモ君ニモ
夫ニモ妻ニモ朋友ニモ岳バセル道ノアルノガ三宝ニ御

恩感謝デアリマス 此ノ道理ヲ 高祖ハ

日日ノ生命ヲ等閑ニ費ヤサ●ラムト行持スル也

【55ウ】

ト仰セラレタ世ノ為メニ人ノ為メニ○思_トヤルト仲々悪
イ₁ハ出来ヌ心ロノ持チ様一ツテ其日₁ノ同シ₁ヲ仕
乍ラ清浄ガ持テル、夫レガ御恩感謝ノ道デアル
何デ_モ○皆ナ様ガ家ヘ飯テ御受戒ノ功德ヲ顕ハシテモラハ
ナイト外ノ人ガ受戒ノ悪ルクチヲ云ヒマス、充分心得テ
油断ナク御受戒ノ光明ヲカ、ヤカシテモライタイ

大正三年十一月廿三日夕再校畧終 蘆垣閑人

【56オ】

【跋文】

以上ハ駿河国安養寺四衆尸羅会中
予椅子下ニ筆記セシモノナルモ何ト云
七百ノ戒弟ニテ轟々喧々人影暗キ
処ニテ困難云ハム方ナシ又夕間々所
用ノ為メ他人ニ呼バレテ用ヲ終テ推
測ヲ加フルアリ是多子ノ脳裏ニ
映スル取意ニ過ギス包璧ニ非也自ラ

恐レトスル処也唯ダ 丘老漢ノ大鐵

【56ウ】

漢ニシテ在家老若ニ対スルキ如上

ノ如キ餘ノ如クニ甘キ寧々恠トスル

所ニ若シ迫ン人一人デモ戒光信

受ノ助縁トモナラムカ依テ御前事

ヲ顧ミズ改写シテ冊トナス者

也矣

于時大正三年十月卅日夜

永平遠孫興道和南